

西 海 国 立 公 園  
平戸・九十九島地域管理計画書

平成17年7月

環境省自然環境局  
九州地区自然保護事務所

# 目 次

第1 管理計画区設定方針	1
1. 管理計画区区分方針	1
2. 管理計画改訂方針	3
3. 平戸・九十九島地域管理計画区の概要	4
4. 地域面積	6
5. 西海国立公園平戸・九十九島地域の指定及び計画決定の経緯	7
6. 公園計画	8
第2 平戸・九十九島地域管理計画区	11
1. 管理の基本的方針	11
(1) 保護に関する方針	11
ア 風致景観の特性及び保全対象	11
イ 主な保全対象の保全方針	11
(2) 利用に関する方針	15
ア 利用の特性及び利用方針	15
イ 利用施設の整備及び管理方針	15
2. 風致景観の管理に関する事項	16
(1) 許可、届出等取扱方針	16
ア 特別地域に係る取扱方針	16
イ 普通地域に係る取扱方針	22
(2) 公園事業取扱方針	23
3. 地域の開発、整備に関する事項	32
(1) 自然公園施設	32
(2) 一般公共施設	36
4. 事業施設の管理に関する事項	37
5. 利用者の指導等に関する事項	38
(1) 自然解説等に関する事項	38
(2) 利用の規制	39
(3) 利用者の安全対策	39
(4) 貴重な植物の保護育成	39
6. 地域の美化修景に関する事項	40
別紙1	
西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱上の留意事項	41
別紙2	
西海国立公園平戸・九十九島地域普通地域（海域）内マリーナの取扱上の留意事項	42
別紙3	
西海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例	43
別紙4	
修景緑化樹種リスト	46
参考資料	
1. 申請書の進達及び指令書交付の手順	53
2. 特別地域内において採取等を規制する植物	55
3. 管理計画について	57
4. 西海国立公園平戸・九十九島地域管理計画作成経緯	58
5. 平戸・九十九島地域管理計画検討会検討委員名簿	59

# 第 1 管理計画区設定方針

## 1. 管理計画区区分方針

西海国立公園は、昭和30年3月16日に国立公園に指定され、昭和57年11月29日に公園区域等の見直しのため公園計画再検討が行われた。

その後、平成5年5月12日、平成13年3月30日及び平成16年7月30日に公園区域等の明確化を基本とした公園計画の点検が行われている。

本国立公園は、外洋性多島海景観を特色とする公園で、九州本土と一体となる平戸・九十九島地域と離島の宇久島から福江島にかけての五島列島地域とに大別することができる。

今回はこのうち平戸・九十九島地域について、管理計画を改訂するものである。

本地域は、長崎県北部に位置し、本公園の北端である生月島と長径約30kmに及ぶ細長い平戸島を主とする平戸地域及び北松浦半島の西海岸と九十九島を中心とする九十九島地域からなっている。地理的にまとまっており、陸路及び海路により結ばれ、一体的な利用がなされていることから、一つの管理計画区として、取り扱うこととした。

(管理計画区位置図参照)

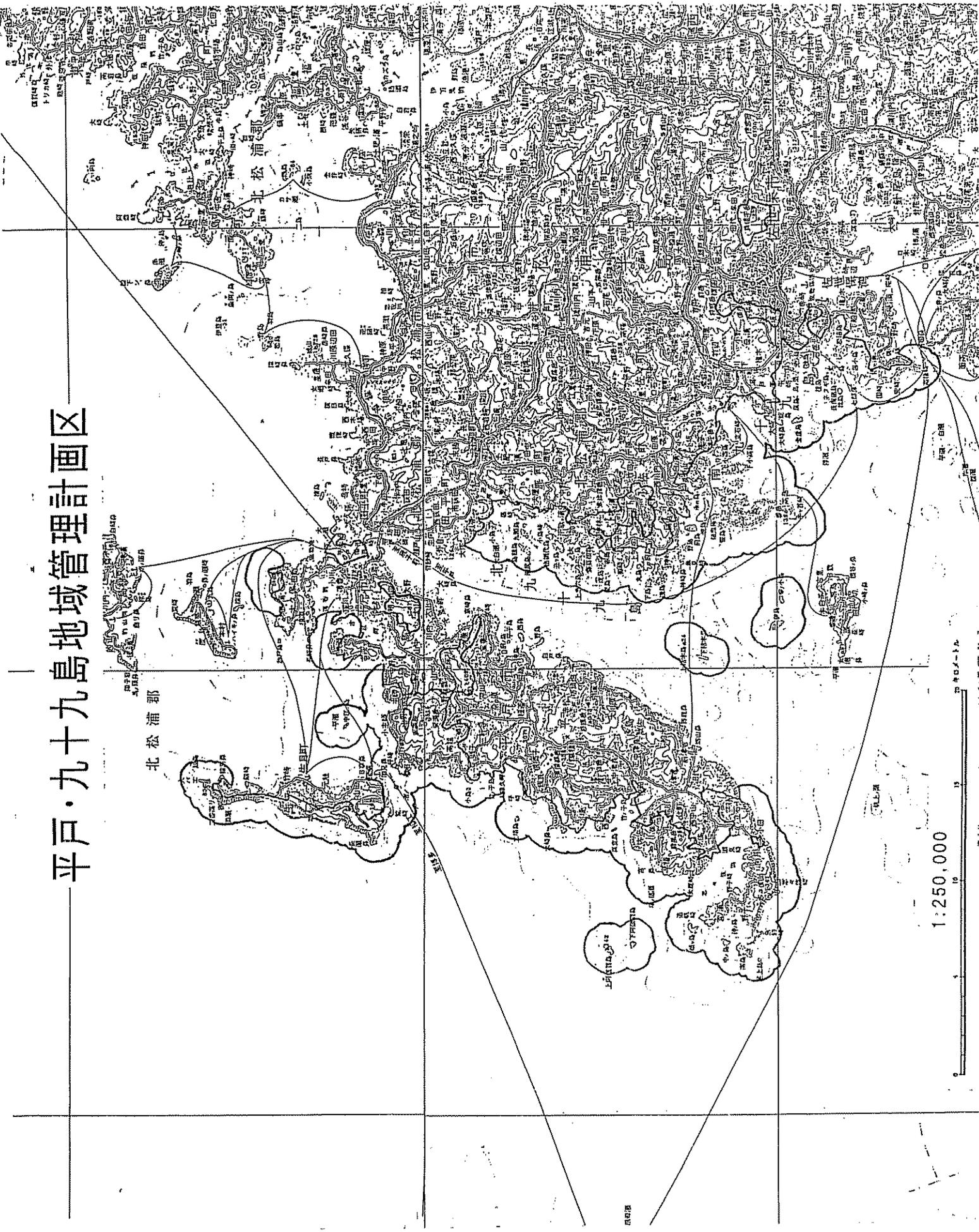
なお、管理計画区の対象市町は次のとおりである。

平戸・九十九島地域	五島列島地域
長崎県佐世保市 ☆	長崎県五島市 ○
〃 平戸市 ☆	〃 西海市 ☆
〃 北松浦郡生月町 ☆	〃 北松浦郡小値賀町 ☆
〃 〃 田平町 ☆	〃 〃 宇久町 ☆
〃 〃 鹿町町 ☆	南松浦郡新上五島町 ○
〃 〃 小佐々町 ☆	

☆ 佐世保自然保護官担当区域内所在市町村

○ 五島自然保護官担当区域内所在市町村

# 平戸・九十九島地域管理計画画区



北松浦郡

北松浦郡

北九十九島

1:250,000

## 2. 管理計画改訂方針

西海国立公園平戸・九十九島地域管理計画は、平成7年に作成され現在に至っている。この間、公園計画の第3回点検、行政手続法施行に伴う申請に対する審査基準の明確化等、国立公園を取り巻く社会的状況の変化があった。

今回の改訂は、これら国立公園を取り巻く社会的、経済的变化に対応するとともに、本地域の自然の特性をいかした現地管理業務の計画的遂行を期するため、次の事項に重点を置いて必要な改訂を行った。

- (1) 保全対象の明確化とその保全方針について整理する。
- (2) 公園計画点検の際に変更又は追加した利用計画について適切な利用方針を定める。
- (3) 自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」、「国立公園事業取扱要領」等に基づき、適切な取扱方針を定める。
- (4) 公園の利用施設について総合的な検討を行い、地域の自然条件及び利用状況に見合った適切な整備及び管理の方針を定める。
- (5) 公園利用者に対する普及啓発活動等の充実及び強化の方針を定める。

### 3. 平戸・九十九島地域管理計画区の概要

平戸・九十九島地域は、外洋性多島海景観を特色とする国立公園として指定され、九州本土及びそれと一体となる島嶼部の2市4町、合計面積8,077haの区域となっている。九十九島に代表される多島海、平戸島の特色ある火山地形、各所に見られる海蝕地形等、変化に富んだ景観を呈している。

なお、本管理計画区の概要は次のとおりである。

#### (1) 地形地質

平戸地域の生月島は、特に西部で海蝕崖がよく発達しており、大規模な柱状節理が見られる。平戸島は、礫岩、志々伎山等典型的な浸食火山地形や川内峠、安満岳等の溶岩台地のほか、南西海岸部に海蝕崖が発達しており、特に阿値賀島の柱状節理は特筆される。

九十九島地域は、典型的なりアス式海岸と島数208（江迎湾～俵ヶ浦）を数える多島海景観を呈しており、その独特な景観は、本邦では他の地域の追従を許さないとされる。なお、本地域は、景観の特性により、島の周囲に海蝕ベンチの発達した南九十九島と、南九十九島に比べ島が大きく島数の多い北九十九島の2地区に分けられる。本土側内陸部は、小起伏の丘陵山地となっており、各所に玄武岩からなる溶岩台地が見られる。

#### (2) 植生

平戸・九十九島地域の植生は、その大半が人手の加わった二次林であるが、社叢林、山頂部、海岸傾斜地等に自然林が見られる。植物相は対馬暖流の影響を受け、ビロウ、タマシダ、ハマオモト、ハマボウ、ナタオレノキ、アコウ、ハマジンチョウ等の南方系植物も生育している。

平戸地域では、生月島の植生は、クロマツの二次林が多くを占めるほか、シイ、カシの萌芽林、シバ群落等が見られる。平戸島の植生は、ほとんどがクロマツ、シイ、カシ等の二次林であるが、北西海岸部、志々伎山周辺等にスダジイ林が自然林として残存している。また、小規模ではあるが礫岩、志々伎山のイワシデ林、安満岳のアカガシ林、阿値賀島及び黒子島のビロウ林等が存在することが特筆され、川内峠、佐志岳、上床等では草原植生が見られる。平戸島山地の岩上には、チョウセンノギク、ダンギク、ネズミシバ等の大陸系植物が存在するほか、島固有の植物であるイトラッキョウが生育している。また、礫岩の岩石地植物群落は国指定の天然記念物となっている。

九十九島地域では、内陸部及び大きな島嶼はシイ、カシなどの二次林で占められているが、小島や本土海岸部は、クロマツトベラ林、トベラマサキ林、ハマビワオニヤブソテツ林等の海岸植生が主となっている。また、島嶼海岸部にはカノコユリ、ヒロハマツナ等のほか、アマモ、ウミヒルモ等の潮間帯の種子植物も見られる。なお、

トコイ島において、熊本県では国の特別天然記念物に指定され、分布の北限となっているトビカズラの生育が発見されたことは、特筆される。

### (3) 動物

本地域の哺乳類としては、ノウサギ及びタヌキが生月島等の離島を除く全域の山林及び丘陵地に生息する。またキツネは、離島を除く地域に分布しているが個体数は少ない。

鳥類は、2月下旬から3月上旬にかけて、鹿児島県出水平野で越冬したマナヅル及びナベヅルの北帰行が見られる。また、アカハラダカの秋の渡りも観察することができる。留鳥では、トビ、キジバト、ヒヨドリ等が全域で観察できる。また、上阿値賀島及び下阿値賀島には、カラスバトが生息している。また、7月にはオオミズナギドリのコロニーが形成され、6月にはアマツバメが繁殖する。江楯池では、アオサギ及びコサギのコロニーが見られるほか、マガモ、カルガモ、オシドリ等が増加の傾向にある。

九十九島島嶼の海岸部にはカブトガニが、干潟にはシオヤガイ及びドロアワモチが、島嶼の湾内には、シオアメンボ及びシロウミアメンボの生息が見られる。

### (4) 人文景観

本地域は、キリシタン信仰に由来する教会等の文化・歴史景観にも富んでいる。

平戸島の平戸は、平安時代から中国や朝鮮との交易の中継地となり、日本最初の海外貿易港と言われ、1550年(天文19年)県下で初めて平戸にポルトガル船が来航し、南蛮貿易が行われた。その後、1609年(慶長14年)にオランダ商館、1613年(同18年)にイギリス商館が設置され、彼らと松浦藩の間に貿易が行われ藩の政治文化の中心地として栄えた。それ以降も、幕府の命によって1641年(寛永18年)オランダ商館が長崎の出島に移されるまでの間、通商が行われたことにより、西欧との貿易に関する史跡が多く残されている。現在では、これらの文化・歴史景観が豊富に残されていることにより、観光の中心となっている。

### (5) 利用状況

公園利用としては、生月島の大バエ、平戸島川内峠、九十九島の長串山、冷水岳、弓張岳、烏帽子岳等からの眺望、鹿子前から南九十九島を巡る航路及び平戸港から鹿子前・佐世保港間等の九十九島を縦断する航路からの海岸景観並びに多島海景観の風景観賞が主な利用となっている。また、海岸部では釣り、海水浴、キャンプ、ヨット、カヌー等の海洋性のレクリエーションが、南九十九島の鹿子前集団施設地区及び北九十九島の「海と島の自然体験館」を拠点として行われている。

昭和52年に平戸島と田平間が平戸大橋により、平成3年に平戸島と生月島間が生月大橋により連絡されたことから、公園利用者は飛躍的に増加している。本地域は、

年間を通して利用されており、年間利用者延数は 280.3 万人（平成 15 年度）となっている。

#### 4. 地域面積

	面積（陸域のみ）	関係市町数
西海国立公園	24,646ha	4市 7町
平戸・九十九島地域	8,077ha (33%)	2市 4町

## 5. 西海国立公園平戸・九十九島地域の指定及び計画決定の経緯

### (1) 公園区域

昭和30年	3月16日	公園指定
昭和57年	11月29日	公園区域の全般的な見直し（再検討）
平成5年	5月12日	公園区域の変更（第1回点検）
平成13年	3月30日	公園区域の変更（第2回点検）
平成16年	7月30日	公園計画の変更（第3回点検）

### (2) 保護計画

昭和30年	3月16日	特別地域及び特別保護地区指定
昭和57年	11月29日	公園計画の全般的な見直し（再検討）
平成5年	5月12日	公園計画の変更（第1回点検）
平成13年	3月30日	公園計画の変更（第2回点検）
平成16年	7月30日	公園計画の変更（第3回点検）

### (3) 利用計画

昭和30年	3月16日	集団施設地区、単独施設、道路等の計画決定 （以後 逐次計画追加）
昭和57年	11月29日	公園区域の全般的な見直し（再検討）
平成4年	8月26日	利用計画の一部変更
平成5年	5月12日	公園計画の変更（第1回点検）
平成13年	3月30日	公園計画の変更（第2回点検）
平成16年	7月30日	公園計画の変更（第3回点検）

6. 公園計画

(1) 保護計画

(単位ha、平成17年6月30日現在)

地域 地区 市町名	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)
	特別保 護地区	第1種	第2種	第3種	小計		
佐世保市	—	350	1,271	121	1,742	105	1,847
平戸市	56	210	1,827	1,879	3,972	123	4,095
北松浦郡 生月町	—	—	379	352	731	—	731
北松浦郡 田平町	—	12	12	—	24	—	24
北松浦郡 鹿町町	—	127	364	31	522	48	570
北松浦郡 小佐々町	—	141	278	350	769	41	810
合計	56	840	4,131	2,733	7,760	317	8,077

## (2) 利用計画

(平成17年6月30日現在)

利用計画名	執行事業名	未執行事業名
北九十九島 集団施設地区	北九十九島園地 (鹿町町) 北九十九島野営場 (鹿町町)	北九十九島休憩所 (鹿町町)
鹿子前 集団施設地区	鹿子前園地 (佐世保市) 鹿子前舟遊場 (佐世保市) 鹿子前休憩所 (佐世保市) 鹿子前博物展示施設 (佐世保市) 鹿子前係留施設 (佐世保市) 鹿子前宿舎 (佐世保市) 鹿子前道路(車道) (佐世保市) 鹿子前船舶運送施設 (佐世保市)	
園地	高島園地 (佐世保市) 弓張岳園地 (佐世保市) 鵜渡越園地 (佐世保市) 烏帽子岳園地 (佐世保市) 牽牛崎園地 (佐世保市) 平戸白岳園地 (平戸市) 川内峠園地 (平戸市) 鯛ノ鼻園地 (平戸市) 大バエ園地 (生月町) 山頭園地 (生月町) 潮見鼻園地 (生月町) 冷水岳園地 (小佐々町) 大島園地 (鹿町町)	石岳園地 (佐世保市) 亀ノ子島園地 (佐世保市) 白浜園地 (佐世保市) 大瀬園地 (平戸市) 呼崎園地 (平戸市) 上床園地 (平戸市) 屏風岳園地 (平戸市) 宮ノ浦園地 (平戸市) 神崎園地 (小佐々町) 高崎山園地 (小佐々町) 黒崎園地 (鹿町町) 長串園地 (鹿町町) 御崎園地 (生月町) 石原橋園地 (生月町) 長瀬鼻園地 (生月町)
宿舎	弓張岳宿舎 (佐世保市) 鵜渡越宿舎 (佐世保市)	白浜宿舎 (佐世保市) 牽牛崎宿舎 (佐世保市)

利用計画名	執行事業名	未執行事業名
野営場	烏帽子岳野営場 (佐世保市) 白浜野営場 (佐世保市)	川内峠野営場 (平戸市) 高島野営場 (佐世保市) 石原橋野営場 (生月町)
水泳場	白浜水泳場 (佐世保市)	
舟遊場		高島舟遊場 (佐世保市)
植物園	石岳植物園 (佐世保市)	
道路(車道)	鹿子前白浜線道路 (佐世保市) 平戸川内峠線道路 (平戸市) 平戸北西海岸周廻線道路 (平戸市) 平戸鯛ノ鼻線道路 (平戸市) 志々伎宮ノ浦線道路 (平戸市) 冷水岳線道路 (小佐々町) 烏帽子岳線道路 (佐世保市)	弓張岳線道路 (佐世保市) 牽牛崎線道路 (佐世保市) 石岳線道路 (佐世保市) 平戸白岳線道路 (平戸市) 長串山大観山線道路 (鹿町町) 平戸生月線道路 (平戸市) 上床線道路 (平戸市) 生月島線道路 (生月町)
道路(歩道)	安満岳鯛ノ鼻線道路 (平戸市) 志々伎山線道路 (平戸市) 生月島線道路 (生月町) 大観山線道路 (鹿町町) 平戸浜岳線道路 (平戸市) 九州自然歩道線道路 (佐世保市)	弓張岳将冠岳線道路(佐世保市) 烏帽子岳線道路 (佐世保市) 上床宝亀線道路 (平戸市) 佐志岳屏風岳線道路(平戸市) 野子志々伎線道路 (平戸市)
係留施設		金重島係留施設 (佐世保市) 亀ノ子島係留施設 (佐世保市) 大島係留施設 (鹿町町) 長串係留施設 (鹿町町)
博物展示施設		亀ノ子島博物展示施設 (佐世保市)

## 第2 平戸・九十九島地域管理計画区

### 1. 管理の基本的方針

#### (1) 保護に関する方針

##### ア. 風致景観の特性及び保全対象

平戸・九十九島地域の地形は、典型的なりアス式海岸と多島海が最大の特徴である。また、そのほかに、生月島西部塩俵の海蝕崖と大規模な柱状節理、平戸島の礫岩、志々伎山等の浸食火山地形、川内峠及び安満岳の典型的な溶岩台地がある。

平戸島南部の地の宮社叢は、自然林の原型をよく保存しており、沖の宮社叢はタブノキームサシアブミ群集等県指定の天然記念物となっている。

平戸島の佐志岳、礫岩等の岩上には、大陸系の植物も存在し、島固有の植物も生育している。また、川内峠、佐志岳等は、草原植生となっている。

九十九島地域の島嶼では、熊本県では国の特別天然記念物に指定されているトビカズラが発見され注目されている。

平戸市頭ヶ島地先海中には、エダミドリイシ類等のサンゴの群集が見られ、また、独特な海藻林も広がっている。

九十九島地域の島嶼の多くには干潟があり、周辺の海岸地形と相まって、重要な景観の構成要素となっているとともに、海浜植物及びカブトガニ等貴重な動植物が見られる。

九十九島地域の江楯池は、県内最大のサギ類の繁殖地として、特筆される。

本公園の特徴的なこれらの地形、植生景観及び生物が保全対象として特に重要である。

##### イ. 主な保全対象の保全方針

位置	保全対象	保全方針
1. 塩俵 (生月町) 第3種特別地域	断崖景観  東シナ海からの季節風と五島灘の海波により陸地が浸食を受け、延長約500m、高さ約20mの六角柱の亀甲模様の柱状節理が立ち並ぶ特異な景観を呈しており、長崎県の天然記念物にも指定されている。	断崖景観展望地から望見される自然の海岸線を保持し、また、断崖上部及び後背地においても農林業以外の大規模な造成は避ける等、断崖景観展望地からの展望景観の維持に努める。

<p>2. 黒子島</p> <p>(平戸市)</p> <p>特別保護地区</p>	<p>原生植生</p> <p>黒子島は、平戸瀬戸に浮かぶ島嶼で、平戸や北松浦地方の低地を覆っていた数千年前の植生を今に伝えている。</p> <p>島の中央部を覆うタブノキムサシアブミ群集と周辺の海に面した急傾斜地のハマビワ-オニヤブソテツ群集があり、国の天然記念物に指定されている。</p>	<p>自然環境の改変を避けることにより、原生植生を保護する。</p>
<p>3. 川内峠</p> <p>(平戸市)</p> <p>第2種特別地域</p>	<p>溶岩台地地形及び草原景観</p> <p>本地域の指定要件である典型的な溶岩台地地形及びその上部に広がる約30haの草原は、草原景観として優れ、本公園を代表する展望地である。</p>	<p>溶岩台地地形の改変を避けるとともに、適切な管理により草原景観の維持に努める。</p>
<p>4. 礫岩</p> <p>(平戸市)</p> <p>特別保護地区及び第1種特別地域</p>	<p>大陸系及び平戸島固有の植物群落</p> <p>礫岩の岩上に自生する大陸系のイワシデ、チョウセンノギク及びダンギク、日本系のイブキジャコウソウ及びイブキシモツケ並びに平戸島固有のイトラッキョウ等を主体とする草本群落が発達している。</p> <p>また、国の天然記念物に指定されている。</p>	<p>盗掘を防止するとともに、生育環境を維持することにより、植物群落を保護する。</p>
<p>5. 佐志岳</p> <p>(平戸市)</p> <p>第2種特別地域</p>	<p>大陸系及び平戸島固有の植物群落</p> <p>佐志岳中腹の岩場に自生する大陸系のチョウセンノギク、日本系のイブキジャコウソウ並びに平戸島固有のイトラッキョウ等を主体とする草本群落が発達している。</p>	<p>盗掘を防止するとともに、生育環境を維持することにより、植物群落を保護する。</p>

<p>6. 阿値賀島</p> <p>(平戸市)</p> <p>特別保護地区</p>	<p>南方系植物の自生地</p> <p>ビロウ、ナタオレノキ、イソヤマアオキ、ミヤコジマツツラフジ等南方系植物が生育し、いずれも北限に近い自生地として貴重である。</p> <p>島の自然を保護するため、島全体が国の天然記念物に指定されている。</p>	<p>自然環境の改変を避けることにより、植生の自生地を保護する。</p>
<p>7. 阿値賀島</p> <p>(平戸市)</p> <p>特別保護地区</p>	<p>鳥類生息地</p> <p>国指定の天然記念物であるカラスバトが生息し、また、オオミズナギドリ及びアマツバメが繁殖する。</p> <p>島の自然を保護するため、島全体が国の天然記念物に指定されている。</p>	<p>自然環境の改変を避けることにより、鳥類生息地を保護する。</p>
<p>8. 志自岐神社</p> <p>地の宮、沖の宮</p> <p>(平戸市)</p> <p>地の宮 第3種特別地域</p> <p>沖の宮 第2種特別地域</p>	<p>社叢林</p> <p>地の宮社叢は、タブノキームサシアブミ群集として、平戸南部の低地の自然林の原型をよく残している林である。</p> <p>沖の宮社叢は、本島側の斜面と山頂部にタブノキームサシアブミ群集、外海側の斜面にハマビワーオニヤブソテツ群落があり、共に、県の天然記念物に指定されている。</p>	<p>関係機関と協力し、植生の保護に努める。</p>
<p>9. 頭ヶ島地先海中</p> <p>(平戸市)</p> <p>海域普通地域</p>	<p>サンゴ群集景観</p> <p>海峡近く約10mの深さに枝状サンゴのエダミドリイシの大群落及びトウナスカイメンの群集が見られ、また、ホンダワラ海藻林及びミリン林の特異な景観が特徴となっている。</p>	<p>海中公園地区として指定も視野に入れ、今後調査等を進める。</p>

<p>10. 九十九島</p> <p>(田平町、鹿町町、小佐々町、佐世保市)</p> <p>第1種特別地域 第2種特別地域</p>	<p>多島海景観</p> <p>九十九島及びその周辺本土海岸部は多島群と典型的なリアス式海岸により独特の多島海景観を呈しており、本公園景観を代表するものである。</p>	<p>漁業等との調整を図りつつ、自然海岸を保護し、特に展望対象として重要な島嶼の地形及び植生の改変を避け、景観の保護に努める。</p>
<p>11. 九十九島</p> <p>(佐世保市)</p> <p>第1種特別地域</p>	<p>トビカズラの生育地</p> <p>マメ科の植物であるトビカズラは、熊本県の山鹿市が日本における唯一の生息地として国の特別天然記念物に指定されていたが、九十九島島嶼の一つであるトコイ島において、平成13年に発見された。生育面積は約0.7haに及んでいる。</p>	<p>自然環境の改変を避けることにより、生育地の保護に努める。</p>
<p>12. 九十九島</p> <p>(佐世保市)</p> <p>第1種特別地域 第2種特別地域 海域普通地域</p>	<p>干潟及び海域</p> <p>島嶼等の干潟及び海域は、生物の多様性が極めて高く、アマモ、コアマモ等の潮間帯植物や、カブトガニ、シオヤガイ、シロウミアメンボ等の希少動物が確認されている。</p>	<p>漁業等との調整を図りつつ、干潟及び海域の保護に努める。</p>
<p>13. 江楯池</p> <p>(佐世保市)</p> <p>第2種特別地域</p>	<p>野鳥生息地</p> <p>県内最大のサギ類繁殖地で、アオサギ、コサギ、ゴイサギ、カワウ等が繁殖している。</p> <p>冬季はカモ類も多く、希少種のオシドリ及びヘラサギも飛来する。一帯は、江楯池野鳥の森として観察施設が整備され、県指定鳥獣保護区にも指定されている。</p>	<p>自然環境の改変を避けることにより、生息地の保護に努める。</p>

## (2) 利用に関する方針

### ア. 利用の特性及び利用方針

本管理計画区の利用特性は、九十九島地区における外洋性多島海景観、生月・平戸地区における特色ある火山地形等の風景観賞、平戸地区のキリシタン信仰、西欧との対外貿易等に関する文化・歴史景観等の探勝利用が多く、立ち寄り型の利用形態が主となっている。

また、夏期を中心とする海水浴、キャンプ、釣り等の利用とともに、九十九島では、ヨット、カヌー等の利用が行われている。

これらの自然資源と人文資源に恵まれた特性をいかした、体験型利用を積極的に推進する。

### イ. 利用施設の整備及び管理方針

現在の利用の現状等を踏まえ、次の方針により適切に利用施設を整備及び管理し、利用の促進を図っていくものとする。

- ① 優れた自然景観を有する地域については、その保全に十分配慮し、特に海岸線については、海岸の自然環境への影響を最小限とする方法での整備を図る。
- ② 整備に当たっては、海域の汚染防止に努めて配慮する。
- ③ 鹿子前及び北九十九島集団施設地区を拠点とした自然体験型利用を推進するための施設の整備を図る。
- ④ 歩道、園地等の適正な利用を図るために、解説板、指導標等の拡充整備を図る。また、外国人利用者が多いことから、外国語併記に努める。
- ⑤ 快適で安全な利用環境を維持するため、施設の補修、改修、清掃等適切な管理を図る。
- ⑥ 公園利用者に対する自然情報の提供、利用施設への誘導及び利用マナーの向上を図るための各種情報提供を行う。
- ⑦ 自然とのふれあいを促進するための活動の推進を図る。
- ⑧ マリーナ施設について、不法係留、風致景観への支障等の対策を図るよう努める。

## 2. 風致景観の管理に関する事項

### (1) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 15 年 3 月 31 日付け環自国第 130 号自然環境局長通知）第 5 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準、同条第 31 項の規定に基づき環境大臣が定めた「西海国立公園特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成 13 年 3 月 26 日付け環境省告示第 14 号）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号自然保護局長通知）において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針を用いることとする。

普通地域内の要届出行為についても、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知）によるほか、特別地域内の行為の取扱いに準じて風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

#### ア. 特別地域に係る取扱方針

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物の新築、改築又は増築		
(1) 建築物	全域 (共通)	<p>① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意し、眺望されやすい稜線上及び地形改変の著しい急傾斜地における設置は避けるものとする。</p> <p>② 規模 用途に応じた必要最小限の規模とする。</p> <p>③ デザイン、色彩、材料 ア 屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根とし、陸屋根、片流れ、ドーム等曲線屋根でないこと。 また、屋根勾配は 2 / 10 以上であること。 ただし、母屋と同一敷地内に建設されるもの</p>

		<p>であって、小規模な倉庫、小屋及び特殊な用途等の施設については、この限りではない。</p> <p>イ 屋根の色彩は、焦げ茶色（着色処理をしない銅板葺きを含む。）、黒灰色又は暗緑色のうち、周囲の自然と調和した色彩とすること。</p> <p>ウ 壁面の色彩は、茶色、ベージュ色、クリーム色又は灰色のうち、周囲の自然と調和した色彩とすること。ただし、前記の色彩に近似の色彩の木材、石材等の自然材料を用いる場合は素地色も可とする。</p> <hr/> <p>④ 附帯施設</p> <p>ア 利用道路に面する敷地境界に塀・柵を設ける場合には、生垣によるものとし、やむを得ずフェンスを用いる場合であっても、可能な限り、修景植栽を併用すること。</p> <p>イ 外灯を設置する場合には、建築物をライトアップするものではないこと。</p> <hr/> <p>⑤ 残土処理方法</p> <p>残土は、国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>ただし、残土処理地を緑化する等、土砂流出防止の措置を講じ、風致景観の保護上支障のないよう適切に処理する場合及び当該国立公園内において許可を得て行われる他の工事等に流用される場合にあっては、この限りではない。</p> <hr/> <p>⑥ 修景緑化方法</p> <p>ア 公園利用施設から建築物が望見される場合には、建築物の公園利用施設側に建築物を隠蔽するために樹木による修景植栽を行うこと。</p> <p>イ 修景植栽に当たっては、別添の「修景緑化樹種リスト」記載の樹種を用いること。</p>
(2) 道路	全 域 (共通)	<p>① 基本方針</p> <p>主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう、路線の選定や線形について、地形に順応させる等地形改変が著しくならないよう留意すること。</p>

		<p>② 附帯施設</p> <p>1 工作物の新築、改築又は増築（1）建築物</p> <p>④（P.17）に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>③ 法面処理方法</p> <p>ア 法面は、張芝、種子吹付け等により緑化すること。</p> <p>ただし、通常の緑化工では法面の崩壊を防止できない場合はモルタル吹付けを認めるものとする。</p> <p>イ 擁壁を用いる場合は、自然石を使用するか又は自然石を模した表面仕上げとし、自然石を模した表面仕上げの場合は、必要に応じて、色彩が暗灰色となるよう顔料を混合したものとする。</p> <p>ただし、公園利用者から望見できない場所にあつては、この限りではない。</p> <p>ウ ロックフェンス及びロックネットの色彩は、焦げ茶色又は暗灰色とすること。</p> <hr/> <p>④ 残土処理方法</p> <p>1 工作物の新築、改築又は増築（1）建築物</p> <p>⑤（P.17）に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>⑤ 修景緑化方法</p> <p>ア 法面と道路の間に植樹帯を設ける等、できる限り道路沿線の修景緑化を行うものであること。</p> <p>イ 法砕緑化工や種子吹付け工の場合は、可能な限り在来種を使用すること。在来種でない植物を使用する場合は、早期に在来種に移行できる手法を用いること。</p> <p>また、モルタル吹付けとする場合は、前面をツル性植物等により緑化すること。</p> <p>ウ 修景植栽に当たっては、別添の「修景緑化樹種リスト」記載の植物を用いること。</p>
<p>(3) 電柱、鉄塔、アンテナ類</p>	<p>全 域 (共通)</p>	<p>① 基本方針</p> <p>主要利用地点及び海上の観光船、フェリー等の航路、利用道路等からの眺望に著く支障を与えな</p>

		<p>いよう設置位置等に留意すること。なお、やむを得ず新設する場合は、その必要性、位置選定の理由及び設置が風致に与える影響予測を十分検討すること。</p>
		<p>② 位置</p> <p>海岸付近の道路沿線における電柱は、山側に設置し、主たる展望方向である海側への設置は避けること。立替えに当たっては、できる限り埋設又は主たる展望方向でない側への移設を行うこと。</p>
		<p>③ 色彩</p> <p>焦げ茶色又は灰色とするが、木柱を用いる場合にあっては、素地色も可とする。</p>
		<p>④ 工事の搬入路</p> <p>工事に伴う搬入路は、極力周辺植生等に影響がないよう法面の発生は最小限とすること。</p> <p>また、行為完了後は原状回復することとし、在来種等により、早期緑化を図るものとする。</p>
	鹿子前集団施設地区、北九十九島集団施設地区、長瀬鼻、冷水岳	電柱及び電話柱は、できる限り地下埋設化を図ること。
	鯛の鼻 烏帽子岳	鉄塔について、立替えの機会をとらえ、できる限り展望に支障のない場所へ移設すること。
(4) 砂防、治山施設	全域(共通)	<p>① 基本方針</p> <p>主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意する。</p>
		<p>② 材料、色彩等</p> <p>自然石を使用するか又は自然石を模した表面仕上げとし、自然石を模した表面仕上げの場合は必</p>

		<p>要に応じて色彩が暗灰色となるよう顔料を混合したもの等とする。</p> <p>ただし、公園利用者から望見できない場所にあつては、この限りではない。</p>
		<p>③ 工事の搬入路</p> <p>工事に伴う搬入路は、極力周辺植生等に影響がないよう法面の発生は最小限とすること。</p> <p>また、行為完了後は、原状回復することとし、在来種等により、早期緑化を図るものとする。</p>
		<p>④ 附帯施設</p> <p>ロックフェンス及びロックネットの色彩は、焦げ茶色又は暗灰色とすること。</p>
(5) 海岸保全施設、海岸環境保全施設	全域(共通)	<p>① 基本方針</p> <p>ア 自然海岸への設置は認めないものとする。</p> <p>ただし、災害が現に発生している場所又は災害の発生するおそれが極めて大きい場所であつて、他の方法によってはその目的を達成することができない場合はこの限りではない。</p> <p>イ 海中等周辺の生態系に極力影響を与えないよう配慮されたものであること。</p>
		<p>② 材料、色彩</p> <p>1 工作物の新築、改築又は増築(4)砂防、治山施設②(P.19)に準ずるものとする。</p>
(6) 漁港、港湾施設	全域(共通)	<p>① 基本方針</p> <p>海岸景観に大きな影響を与える場合があるため、区域の指定及び施設の整備に当たっては、次の点に留意し事前調整を図るものとする。</p> <p>ア 自然海岸及び海水浴利用が盛んな地域への区域の拡張は、極力避ける。</p> <p>イ 主要展望地から見える位置での防波堤、護岸等の整備は最小限とし、地域の特性に応じ、風致景観の保護に配慮した工法を用いる。</p>
		<p>② 附帯施設</p> <p>物揚場等の整備については、4 水面の埋立</p>

		て (P.21) に準ずるものとする。
2 木竹の伐採	平戸市 (川内峠)	草原景観の風致の維持をするための木竹の伐採については、公益上必要な行為として取り扱うものとする。
3 広告物	全 域 (共通)	<p>① 基本方針</p> <p>ア デザインを統一し、乱立している場合は、極力集合看板とする。</p> <p>イ のぼり旗及び野立て看板の設置並びに電柱及び電話柱への掲出及び設置は認めない。ただし、一時的なイベントにおけるのぼり旗及び野立て看板の設置にあつては、この限りでない。</p> <hr/> <p>② 位置</p> <p>眺望の妨げにならない場所であること。</p> <hr/> <p>③ 規模、材料、デザイン、照明</p> <p>ア 規模は必要最小限とすること。</p> <p>イ 材料は可能な限り木材、石材等の自然材料を用いること。</p> <p>ウ 地色は木材、石材等の自然材料の色又は焦げ茶色又は暗緑色を基調とし周囲の自然と調和したものとする。</p> <p>文字の色は、原色を避け地色と調和したものとする。</p> <p>ただし、一時的なイベントにおけるものにあつては、この限りでない。</p> <p>エ 照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明方式については、極力外部照明方式へ転換するものとする。</p> <hr/> <p>④ その他</p> <p>破損が著しいものは、速やかに撤去又は補修を行うものとする。</p>
4 水面の埋立て	全 域 (共通)	<p>① 基本方針</p> <p>主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路から眺望に支障を与えないよう留意する。</p> <hr/>

		<p>② 位置等</p> <p>ア 行為地が奥湾である等、地形的な条件により展望されにくい位置であること。</p> <p>イ 行為地の後背地において大規模な改変を伴わないこと。</p> <p>ウ 海中等周辺の生態系に極力影響を与えないよう配慮されたものであること。</p>
5 土地の形状変更	全 域 (共通)	主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意する。

イ. 普通地域に係る取扱方針

行為の種類	地 域	取 扱 方 針
1 水面の埋立て	全 域 (共通)	「西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱上の留意事項」（別紙１）によるものとする。
2 マリーナ	全 域 (共通)	「西海国立公園平戸・九十九島地域普通地域（海域）内マリーナの取扱上の留意事項」（別紙２）によるものとする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成15年3月31日環自国第131号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路 (車道)	全 線	<p>① 基本方針 風致の維持に配慮した線形とし、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意し、快適な公園利用と交通安全の確保を図るものとする。</p> <hr/> <p>② 附帯施設 ア 路傍駐車場等に設置する休憩所、公衆便所等のデザイン、色彩及び材料については、(1)許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築(1)建築物③(P.16)に準ずるものとする。 イ 交通安全柵を設置する場合は、(1)許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築(2)道路②(P.18)に準ずるものとする。 ウ 道路沿線の展望地及び興味地点には、必要最小限の路傍駐車場を設けるとともに、解説板等により周囲の自然について公園利用者に解説するものとする。 エ 利用地点までの誘導標識、案内標識等の標識類を整備するものとする。 オ 標識類の整備は、(1)許可、届出等取扱方針 3 広告物(P.21)に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>③ 法面処理方法 (1)許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築(2)道路③(P.18)に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>④ 残土処理方法 (1)許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築(1)建築物⑤(P.17)に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>⑤ 修景緑化方法 (1)許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築(2)道路⑤(P.18)に準ずるものとする。</p>

<p>2 道路 (歩道)</p>	<p>全 線</p>	<p>① 基本方針</p> <p>ア 自然とのふれあい等を目的に、安全性及び快適性を確保した歩道として整備し、適切な管理を図る。</p> <p>イ 施設の整備に伴う地形改変は必要最小限とする等、自然環境の保全に留意する。</p> <hr/> <p>② 附帯施設</p> <p>ア 休憩所、展望施設及び公衆便所は、利用性及び管理面を考慮して、適正に配置する。</p> <p>イ 歩道以外への立入りにより、動植物の損傷、裸地化又は利用者への危険が発生するおそれがある場合は制札、立入禁止柵等を整備すること。</p> <p>ウ 案内板、解説板等は、(1)許可、届出等取扱方針 3 広告物 (P.21) に準ずるものとする。</p> <p>エ 休憩所、展望施設、公衆便所等の附帯施設のデザイン、色彩、材料については、(1)許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物 ③ (P.16) に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>③ 管理方針</p> <p>ア 展望の優れた箇所については、樹木で視界が遮断されないよう適宜通景線確保のための伐採又は枝払いを行うものとする。</p> <p>イ 危険個所の点検、草刈等を定期的実施するとともに、標識類の点検及び補修を行う。</p>
<p>3 宿舎</p>	<p>全 域</p>	<p>① 基本方針</p> <p>建築物が風致景観を損なうことなく、周辺の自然環境に溶け込み、自然公園としての雰囲気醸し出すよう留意する。</p> <hr/> <p>弓張岳 宿舎</p> <p>② 高さ</p> <p>建築物の高さは2.4m以下とすること。</p> <hr/> <p>鶉渡越 宿舎</p> <p>② 高さ</p> <p>建築物の高さは2.4m以下とすること。</p> <hr/> <p>鹿子前 集団施</p> <p>② 高さ</p> <p>建築物の高さは2.2m以下とすること。</p>

	設地区	
	全 域	<p>③ デザイン、色彩、材料  (1) 許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物③ (P.16) に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>④ 附帯施設  駐車場は、施設の収容力に応じた適正な規模とすること。  テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付け環自保第138号)によることとする。</p> <hr/> <p>⑤ 修景緑化方法  (1) 許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物⑥ (P.17) に準ずるものとする。</p>
4 園地	全 域	<p>① 基本方針  自然探勝、展望、休憩、情報提供等地域の特性に応じた整備を図る。</p> <hr/> <p>② 附帯施設  ア 駐車場は収容に見合う規模とし、周辺の自然環境との調和を図り、利用性及び管理面を考慮して適正に配置する。  イ 園地以外への立入りにより、動植物の損傷や裸地化、利用者への危険が発生するおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備する。  ウ 野鳥及び植物の解説板等自然解説のための施設整備に努める。  エ 案内板、解説板等は、(1) 許可、届出等取扱方針 3 広告物 (P.21) に準ずるものとする。  オ 休憩所、展望施設、公衆便所等の附帯施設のデザイン、色彩、材料については、(1) 許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物③ (P.16) に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>① 管理方針  2 道路 (歩道) ③ (P.24) に準ずるものとする。</p>

5 野営場	全 域	<p>① 基本方針</p> <p>各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、海浜利用等、人と自然とのふれあいが高まるように配慮する。</p> <hr/> <p>② 附帯施設</p> <p>ア 駐車場は収容に見合う規模とし、周辺の自然環境との調和を図り、利用性及び管理面を考慮して、適正に配置する。</p> <p>イ 汚物及び廃棄物の処理施設の整備に当たっては、可能な限り、周囲の自然環境に影響のない構造及び施設配置とする。</p> <p>ウ 野営場以外への立入りにより、動植物の損傷や裸地化、利用者への危険が発生するおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備する。</p> <p>エ 案内板、解説板等は、(1) 許可、届出等取扱方針 3 広告物 (P.21) に準ずるものとする。</p> <p>オ 休憩所、展望施設、公衆便所等の附帯施設のデザイン、色彩、材料については、(1) 許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物 ③ (P.16) に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>③ 管理方針</p> <p>2 道路 (歩道) ③ (P.24) に準ずるものとする。</p>
6 水泳場	白浜	<p>① 基本方針</p> <p>海浜地の特性に応じた整備及び管理を行い、海浜利用等、人と自然とのふれあいが高まるよう配慮する。</p> <hr/> <p>② 附帯施設</p> <p>ア 駐車場は収容に見合う規模とし、周辺の自然環境との調和を図り、利用性及び管理面を考慮して、適正に配置する。</p> <p>イ 汚物及び廃棄物の処理施設の整備に当たっては、可能な限り、周囲の自然環境に影響のない構造及び施設配置とする。</p> <p>ウ 案内板、解説板等は、(1) 許可、届出等取扱方針 3 広告物 (P.21) に準ずるものとする。</p> <p>ただし、一時的なイベントにおけるのぼり旗及び野立て看板の設置にあつては、この限りではない。</p> <p>エ 休憩所、展望施設、公衆便所等の附帯施設のデザイ</p>

		<p>ン、色彩、材料については、(1) 許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物③ (P.16) に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>③ 管理方針</p> <p>ア 危険箇所の点検、清掃等を定期的実施するとともに、標識類の点検、補修等を行う。</p> <p>イ 利用水面をブイで表示するとともに、水上バイク利用と水泳利用の場所を分けるなど、利用者の安全確保に努める。</p>
7 休憩所	鹿子前 集団施設地区	<p>① 基本方針</p> <p>ア 風致景観に十分配慮した規模で、利用者が快適に利用できる整備及び管理を行い、九十九島地域等の情報提供を行う。</p> <p>イ 公園利用者の休憩利用のほか、海の利用の推進や、海の自然に親しむためのに必要な機能を持つ休憩所とする。</p> <hr/> <p>② 施設の規模</p> <p>周囲の自然環境に調和した規模とし、建築物の高さは13m以下とする。</p> <hr/> <p>③ デザイン、色彩、材料</p> <p>(1) 許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物③ (P.16) に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>④ 附帯施設</p> <p>標識類の整備は、(1) 許可、届出等取扱方針 3 広告物 (P.21) に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>⑤ 管理方針</p> <p>危険箇所の点検、清掃等を定期的実施するとともに、標識類の点検、補修等を行う。</p>
	北九十 九島集 団施設 地区	<p>① 基本方針</p> <p>ア 風致景観に十分配慮した規模で、利用者が快適に利用できる整備及び管理を行い、九十九島地域等の情報提供を行う。</p> <p>イ 公園利用者の休憩利用のほか、野営利用者の悪天候</p>

		<p>時の緊急避難や、山の自然に親しむために必要な機能を持つ休憩所とする。</p> <hr/> <p>② 施設の規模 周囲の自然環境に調和した規模とし建築物の高さは必要最小限とすること。</p> <hr/> <p>③ デザイン、色彩、材料 (1) 許可、届出等取扱方針 1 工作物 (1) 建築物③ (P.16) に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>④ 附帯施設 標識類の整備は、(1) 許可、届出等取扱方針 3 広告物 (P.21) に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>⑤ 管理方針 2 道路 (歩道) ③ (P.24) に準ずるものとする。</p>
8 舟遊場	鹿子前 集団施 設地区	<p>① 基本方針 九十九島等海域利用の小型船舶等の棧橋施設が整備されており、海への利用推進のレクリエーション施設として整備する。</p> <hr/> <p>② 附帯施設 ア 休憩所等建設物の高さは、13m以下とする。 イ 標識類の整備は、(1) 許可、届出等取扱方針 3 広告物 (P.21) に準ずるものとする。 ウ 休憩所等のデザイン、色彩、材料については、(1) 許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物③ (P.16) に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>③ 管理方針 ア くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理及び回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ゴミ投げ捨て防止及びゴミ持ち帰り運動を推進するものとする。 イ 危険箇所の点検等を定期的を実施するとともに、標識類の点検、補修等を行う。</p>
9 船舶運 送施設	鹿子前 集団施	<p>① 基本方針 佐世保市と平戸市を結ぶ観光船の発着場であり、施設</p>

	設地区	<p>の維持を図る。</p> <hr/> <p>② 附帯施設</p> <p>ア 休憩所等建築物の高さは、13m以下とする。</p> <p>イ 休憩所等のデザイン、色彩、材料については、(1) 許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築(1)建築物③(P.16)に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>③ 管理方針</p> <p>くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理及び回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ゴミ投げ捨て防止及びゴミ持ち帰り運動を推進するものとする。</p> <hr/> <p>※ 船舶運送施設とは、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業及び同法第44条の規定により同法の規定が準用される船舶運航の事業(公園利用者を運送するものに限る。)を営むための施設をいう。</p>
10 係留施設	鹿子前 集団施設地区	<p>① 基本方針</p> <p>ア 遊覧船による九十九島探勝の発着施設であり、円滑な利用者の誘導及び利用の快適性の維持を図る。</p> <p>イ デッキ及び浮棧橋については、必要最小限の規模とすること。</p> <hr/> <p>② 附帯施設</p> <p>ア 休憩所等建築物の高さは、13m以下とする。</p> <p>イ 標識類の整備は、(1)許可、届出等取扱方針 3 広告物(P.21)に準ずるものとする。</p> <p>ウ 休憩所等のデザイン、色彩、材料については、(1)許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築(1)建築物③(P.16)に準ずるものとする。</p> <hr/> <p>③ 管理方針</p> <p>くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理及び回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ゴミ投げ捨て防止及びゴミ持ち帰り運動を推進するものとする。</p> <hr/> <p>※ 係留施設とは、公園利用者の用に供される旅客船を係留するために設けられる施設(棧橋、浮棧橋、岸壁、</p>

		物揚場等)をいう。
1 1 植物園	南九十九島	<p>① 基本方針 展望地を兼ねた植物園として整備の充実を図る。</p> <p>② 規模 周囲の自然環境に調和する規模とし、建築物の高さは必要最小限の規模とすること。</p> <p>③ デザイン、色彩、材料 (1) 許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築(1)建築物③(P.16)に準ずるものとする。 ただし、温室等特殊な機能を有する用途の施設及び小規模な倉庫、小屋等で利用地点から望見されないものについては、この限りではない。</p> <p>④ 管理方針 危険箇所の点検、清掃等を定期的実施するとともに、標識類の点検、補修等を行う。</p>
1 2 博物館展示施設	鹿子前集団施設地区	<p>① 基本方針 本地区の自然とのふれあいを推進するための基幹施設であり、九十九島の自然についての基本的な情報等を案内、展示及び解説することにより利用者に伝達するために、整備の充実を図るとともに、フィールドへ積極的に誘導するため、周辺施設との連携を図る。</p> <p>② 規模 建築物の高さは、20m以下とする。</p> <p>③ デザイン、色彩、材料 (1) 許可、届出等取扱方針 1 工作物の新築、改築又は増築(1)建築物③(P.16)に準ずるものとする。</p> <p>④ 附帯施設 標識類の整備は、(1)許可、届出等取扱方針 3 広告物(P.21)に準ずるものとする。</p> <p>⑤ 管理方針</p>

		危険箇所の点検、清掃等を定期的に実施するとともに、 標識類の点検、補修を行う。
--	--	--

### 3. 地域の開発、整備に関する事項

#### (1) 自然公園施設

平戸・九十九島地域の利用形態を踏まえ、各地区の整備方針は次のとおりとする。本地域を、行政区分や利用形態のまとまりなどから、生月島、平戸島及び九十九島の3つの各地区に大別する。

各地区とも、火山地形、海岸地形、植物群落等の自然景観及び史跡等の文化景観に恵まれており、各地区の特性をいかした施設の整備を行うため、以下のとおり整備方針を定めるものとする。

なお、施設の整備に当たっては、県及び市町等との綿密な連携の下、自然環境の保全に留意しつつ、自然体験、環境学習、伝統文化体験等といったふれあい型の公園利用の推進を図るものとする。

地 区	利 用 形 態 及 び 整 備 方 針
生月島地区	<p>生月島は本公園の北端に位置する島で、平成3年に生月大橋により平戸島と連結され、利用者は飛躍的に増加している。海路では、福岡と五島列島を結ぶフェリーの寄港地にもなっている。</p> <p>公園利用としては、おおむね島の西側海岸に興味地点が点在し、海岸線の道路を利用しながら、海岸からの展望、海蝕崖の景観観賞、散策、休憩等の利用が行われている。今後は次のとおり整備を図るものとする。</p> <p>なお、本島は地滑りしやすい地質であることから、整備に当たっては、十分留意するものとする。</p> <hr/> <p>① 生月島北部</p> <p>島北端に位置する高さ100mといわれる断崖上の大バエは好展望地であり、駐車場、歩道及び公衆便所が整備されている。</p> <p>大バエを拠点として、草原及び海岸線の展望利用及び自然観察を行うための歩道が塩俵の断崖展望地まで整備された。今後、さらに利用の促進を図っていくものとする。</p> <p>また、歩道沿いの園地整備を検討する。</p> <hr/> <p>② 生月島南部</p> <p>海岸沿いの車道の石原橋付近は、徒歩で比較的容易に海岸まで到達でき、断崖景観及び五島列島の展望にも優れ、自然探勝の利用拠点に適していることから、園地及び野営場の整</p>

	<p>備を検討する。</p> <p>長瀬鼻は、五島列島の展望に優れ、小規模な駐車場が整備されている。既設灯台を中心に園地の整備を検討する。</p> <p>小丘陵地の山頭は展望及びピクニック園地として、休憩所、歩道、駐車場、公衆便所等が整備されており、ハチクマ等渡り鳥の好観察地でもあることから、今後、野鳥解説板等の整備を検討する。</p>
<p>平戸島地区</p>	<p>平戸島とその属島から成る地区で、本島は平戸大橋により本土と連結されているほか、平戸港・鹿子前間の観光船航路及び津吉港・佐世保市相浦港間の定期航路がある。</p> <p>平戸島の主要な利用形態は、公園外である平戸市街を中心とした貿易の歴史、異国文化、キリシタン教会等の人文景観観賞であり、宿泊拠点も市街地が中心となっている。</p> <p>公園利用としては、展望地からの多島海景観等の観賞やハイキング等が行われている。今後は次のとおり整備を図るものとする。</p> <hr/> <p>① 平戸島北部</p> <p>白岳は、玄界灘等の展望に優れ、比較的小規模な広場や駐車場、公衆便所等が整備されている。今後は、施設の老朽化に伴う再整備及び案内板・解説板の整備を検討する。</p> <p>草原景観地である川内峠は、園地整備により園路、休憩所、駐車場、公衆便所等が整備されている。本地区の多島海景観等の展望の中心地であり、今後、平戸市が、公園外である総合運動公園を歩道により川内峠園地と連結することから、これに併せて公園利用の充実を図るため、園路及び四阿の整備を検討する。</p> <hr/> <p>② 平戸島南部</p> <p>当地区には、志々伎山の浸食火山地形等特異な山容景観のほか、大陸系植物や島固有植物の生育地も存在している。</p> <p>志々伎山、佐志岳、屏風岳等では少数ながら登山利用が行われており、志々伎山の一部では平戸市により歩道整備が行われている。</p> <p>今後は、志々伎崎から西に延びる海蝕崖景観に優れた野子志々伎線歩道及び佐志岳屏風岳線の探勝歩道の整備について検討する。また、案内板、解説板等の整備を検討する。</p> <p>なお、整備に当たっては貴重な植物の保護に留意する。</p>

## 九十九島地区

九十九島と本土の北松浦半島の西部海岸線を主とした地区で、微小島嶼とリアス式海岸線からなる独特な多島海景観を呈している。

内陸部の小起伏となった丘陵地は主として多島海景観の展望休憩地として利用されている。

鹿子前は、遊覧船及び平戸とを結ぶ観光船の発着地となっており、他の海岸部でも海水浴、キャンプ、ヨット、カヌー等が行われている。次のとおり整備を図るものとする。

---

### ①北九十九島

長串山には、北九十九島集団施設地区として、園路、休憩所、駐車場、公衆便所等が整備されており、鹿町町により約10万本と言われるツツジが植栽され、特に春のツツジ開花期には多くの利用者で賑わう。

また、野営場も整備されており、利用は増加している。

今後は、ツツジ園の特徴を保ちつつ、快適な利用が図られるよう、施設の補修、改修及び維持管理に努める。

冷水岳は、北九十九島、五島列島等多島海景観の好展望地であり、園地事業として展望所、園路、駐車場、休憩所、公衆便所等が整備されている。今後は、老朽化した施設の補修及び改修並びに安全施設の充実に努める。

また、当該園地のクロマツ林内には、ヤマツツジの生育地があることから、その保護育成に努める。

神崎は、日本本土最西端の地として芝生広場、歩道、駐車場、公衆便所等が整備されており、今後は、園地事業として、海岸の生き物観察や周辺の興味地点との連絡のための歩道、車道及び駐車場の整備充実を検討する。

大島は、鹿町町の西海岸に浮かぶ無人島であり、園地事業として、園路、広場、休憩所、浮棧橋等が設置され、自然学習体験やシーカヤックに利用されている。今後、公衆便所の設置について検討する。

---

### ②南九十九島

鹿子前集団施設地区は、九十九島地域の自然探勝及び水辺レクリエーションの拠点として本公園の利用の中心地である。今後は、海とのふれあいの充実を図るため、体験型利用推進のための施設の整備を検討する。

また、自然とのふれあいや、博物展示施設が催す野外活動にも利用できる園路の整備を行う。

烏帽子岳、弓張岳及び石岳は、九十九島の多島海景観や佐

世保港の好展望地であり、公衆便所、芝生広場、休憩所、駐車場等が整備されている。

今後も、快適で適正な利用が図られるよう施設の補修、改修及び維持管理に努めるほか、利用者が積極的に自然とのふれあいを行うことができる登山歩道の整備を検討する。

高島は、九十九島の一つで有人島であり、本土側との間に毎日フェリーが就航しており、短時間で離島の雰囲気を味わうことができる。高島港の近くにある番岳には、高島遠見番所の狼煙台跡があり、園地事業として、休憩所、公衆便所等が整備されている。今後も、施設の補修及び改修並びに維持管理に努めるほか、利用者が積極的に自然とのふれあいや島の歴史学習等を行うことができるよう園路の整備を検討する。

## (2) 一般公共施設

地域の生活及び産業の基盤となる道路、漁港、港湾、海岸保全施設等の公共事業と国立公園行政との調整を有効かつ円滑に進めるために、次年度以降に実施が見込まれている事業について、県及び市町の公共事業担当部局と事前に事業内容の調整を図るものとする。

#### 4. 事業施設の管理に関する事項

県及び市町等が整備した園地、駐車場、公衆便所、歩道等の公園事業施設にあつては、利用施設への誘導案内板を整備するとともに、利用者が安全で快適に利用できるようそれぞれの事業執行者が適切な管理に努める。

特に、公衆便所については、快適な公園利用を推進していくためにも維持管理の充実を図っていくこととする。

また、利用地点等における通景伐採については、当初の整備目的に照らして風致景観との調整を図りながら行うこととする。

なお、くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理が可能な場所以外は設置しない。

## 5. 利用者の指導等に関する事項

### (1) 自然解説等に関する事項

#### ア 自然とのふれあいを促進するための行事

自然に親しむ運動の期間中及び春から秋の利用シーズンを中心に自然観察会等の行事を関係機関と協力して実施する。

平戸・九十九島地域は、九十九島に代表される多島海と穏やかな水面、平戸島の安満岳、志々伎山等の特色のある火山地形及び多様な植物群落、各所に見られる海蝕地形、特色のある渡り鳥等豊かな自然資源に加えて、キリシタン文化に由来する教会、聖地等の文化、歴史資源も存在する。これらの資源を活用し、より積極的に自然とふれあえる公園利用を推進していくものとする。

なお、こうした自然資源及び文化資源の案内及び解説を行う人材を積極的に育成する必要がある。現在実施している自然観察会及び観察対象となる資源は以下のとおりであり、パークボランティアの育成を図る等関係団体の協力を得ながら、事業を推進していくものとする。

#### ①山の自然観察

平戸・九十九島地域の内陸部は、小起伏の丘陵山地となっており、各所に溶岩台地が見られる。九十九島地区においてはカシ、シイ林等の中に九州自然歩道が、平戸地区においては草原植生及びマテバシイ林の中に歩道が整備されている。これらを利用しながら、環境省、県及び町が協力し観察会を実施している。

#### ②海の自然観察

九十九島は、多島海ゆえに静穏な海域であり、海を使った自然体験には恵まれた環境である。鹿町町では海洋オリエンテーリング及びヨット、シーカヤック等の体験試乗会が行われている。また、鹿子前では、ヨット、シーカヤック、無人島上陸体験等が行われている。

#### ③海の生き物観察

本地域は、海型の公園であり身近な海岸で生活している動植物を観察するのに適した地域となっている。

#### ④鳥類観察

本地域は、繁殖地と越冬地の間を春と秋に南北に移動する南北型と東西に移動する東西型の渡りのルートが交差する十字路になっている。南北型のものとしては、2月下旬から3月下旬にかけて出水平野等で越冬したマナヅル及びナベヅルがシベリア大陸又は中国北東部へ向かう北帰行を、9月中旬を中心にアカハラダカが朝鮮半島や中国から越冬地であるフィリピン以南の東南アジアに向かう渡りを観察することができる。また、東西型のものとしては、南方で越冬するハチクマ、ツバメ、コムクドリ等が観察できる。

さらに、佐世保市の江楯池ではサギ類及び冬季のカモ類、生月町ではまれに大陸系の野鳥も観察されることがある。

#### ⑤教会等の歴史探勝

本地域には、平戸及び生月を中心として史跡、教会等が存在しており、テーマごとに探勝コースを設定することにより、歴史の体験学習ができる地域となっている。

#### イ パンフレット類の作成

公園利用者が自然景観地の周遊利用、歩道利用、海のレクリエーション利用等に活用できるもの及び当該地域の自然、歴史、文化等の内容が充実したガイドマップ類を、関係機関で協力して作成していくものとする。

### (2) 利用の規制

#### ア 釣り客のマナー向上

本地域の風致景観上重要な要素である海岸線において、釣り針、テグス、ビニール袋等の投げ捨てによる海岸線及び島嶼の汚染、鳥類への被害等が懸念される。今後は、関係機関及び関係者と協力し、釣り客が利用する栈橋等の施設において、注意標識の設置、チラシ及びゴミ袋の配布等、釣り客のマナー向上を図るための対策を検討する。

#### イ ペット（犬）の持込み規制

鹿子前集団施設地区の芝生園地内において、持ち込まれたペット（犬）のし尿により、公園利用者に不快感を与える場合が多いことから、対策について施設管理者と検討を行う。

### (3) 利用者の安全対策

歩道、園地等においては施設管理者及び関係機関が協力して危険個所の点検を定期的に行い、必要に応じて注意標識、防護柵等を設置し、利用者の安全確保に努める。

白浜水泳場については、白浜海水浴場運営委員会と連携を図りながら、安全対策を進める。

### (4) 貴重な植物の保護育成

希少種等の生育地で盗掘による乱獲のおそれのある地域については、関係行政機関等の協力を得ながら巡視等を行うよう努める。

## 6. 地域の美化修景に関する事項

平戸・九十九島地域における清掃活動は、鹿子前地区、弓張岳地区及び平戸地区において、国立公園清掃活動事業として、関係団体の協力を得て実施されている。

海岸では、漂着ゴミ等の量が多く、かつ、広範囲に及んでいるため、清掃が十分行き届かない状態、収集ゴミの塩素化合物含有によるダイオキシン発生等が生じ対応に苦慮しているが、国立公園等の貴重な自然環境を有する地域においては、清掃体制の確立を検討する。

## 別紙 1

### 西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て 取扱上の留意事項

西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

#### 1 埋立て理由に関する事項

次の事項のいずれかに該当すること。

- ア) 地域住民の日常生活に必要なもの。
- イ) 港湾又は漁港関連施設の整備に必要なもの。
- ウ) 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。

#### 2 埋立て位置に関する事項

次の位置を極力避けたところであること。

- ア) 主要な展望地から望見され、風致の保護上著しい支障となる位置。
- イ) 自然海岸（自然海岸とは海岸（汀線）に工作物が存在しない海岸をいう）
- ウ) 野生生物の保護上重要な干潟や、学術報告などから貴重な動植物の生息地であることが明らかな場所。

#### 3 その他、風景の保護等配慮すべき事項

- (1) 埋立地に設置される工作物の規模、デザイン及び色彩が周囲の風景と調和するものであること。（自然公園法に規定する環境省令で定める基準を超えるものに限る）  
ただし、十分な緑化修景が図られる場合はこの限りではない。
- (2) 埋立工事に伴う汚濁が周辺海域へ拡散しない工法が採られていること。

## 別紙 2

### 西海国立公園平戸・九十九島地域普通地域（海域）内 マリーナの取扱上の留意事項

西海国立公園普通地域（海域）内のマリーナについては、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

ただし、港湾計画に位置づけられ、協議がなされているものについてはこの限りではない。

なお、マリーナとは、主としてプレジャーボート（ヨット、モーターボート等）を係留、保管するための施設（棧橋、艇庫等）をいい、一体として整備される防波堤、給油施設、修理工場、休憩施設等の関連施設を含むものとする。

- (1) 自然海岸の埋立てをしない等風景の保護上著しい支障とならないものであること。
- (2) 係留施設の規模が過大でないこと。
- (3) 国立公園の主要展望地から展望する場合、著しい妨げにならないこと。
- (4) 船舶の陸上保管場所や附帯施設は可能な限り既存陸上部に設けること。
- (5) 野生生物の保護上重要な干潟や、学術報告などから貴重な動植物の生息地であることが明らかな場所でないこと。

○環境省告示第十四号

(改正 平成十五年九月二十二日環境省告示第百号)

自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十一号)第十一条第三十項の規定に基づき、西海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を次のように定める。

平成十三年三月二十六日

環境大臣 川口 順子

西海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(区域の範囲)

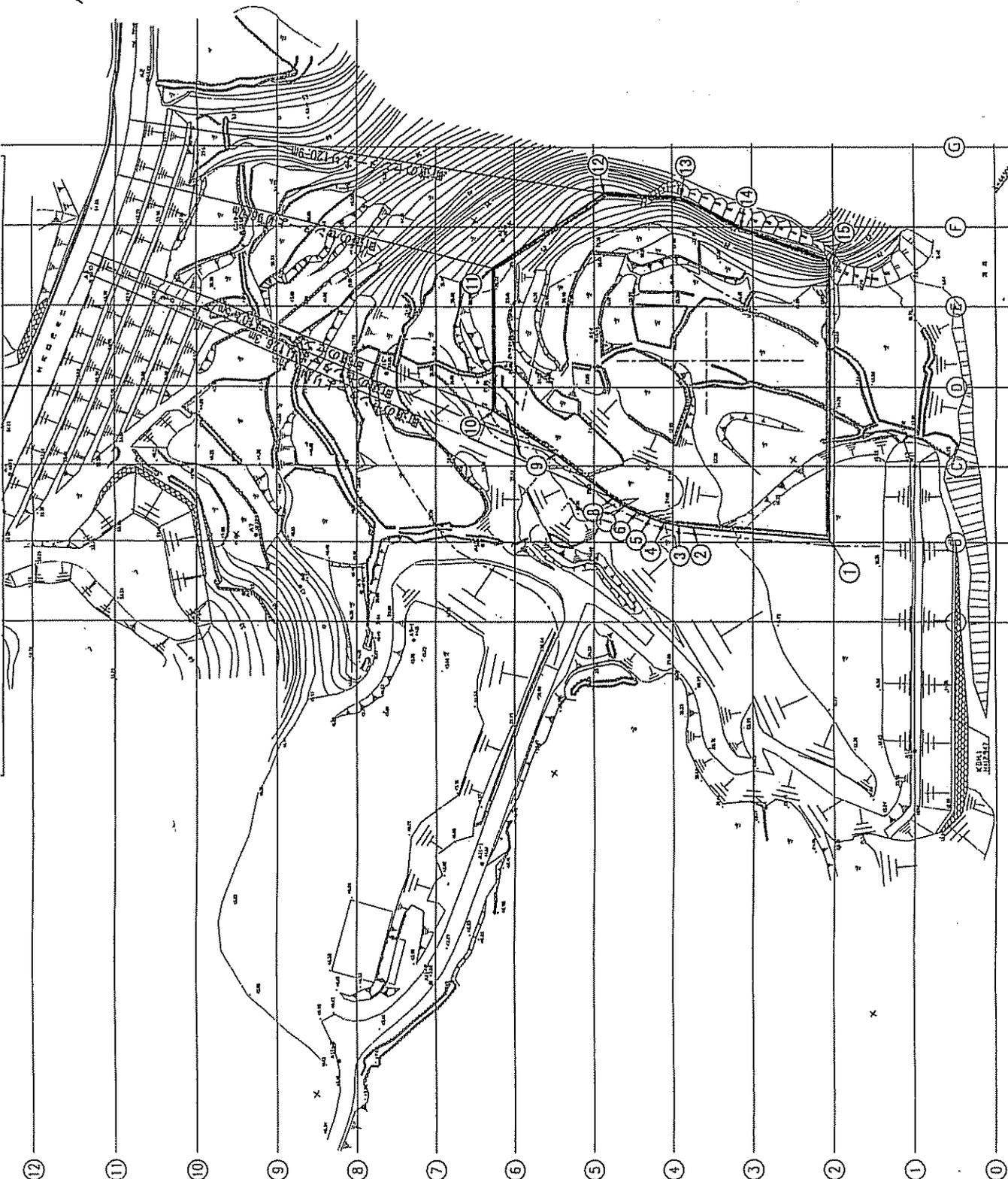
第一条 この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宇久地区 長崎県北松浦郡宇久町平郷の一部
  - 二 生月地区 長崎県北松浦郡生月町里免の一部
- 2 前項各号に掲げる区域の範囲を表示した図面は、環境省及び長崎県庁に備え付けて供覧する。

(基準の特例)

第二条 宇久地区又は生月地区内において行われる自然公園法施行規則第十一条第二十一項に規定する行為については、同項第四号中「とき」とあるのは「とき、又は地方公共団体が設置する一般廃棄物の最終処分場において廃棄物を埋め立てる場合であつて、修景等の措置によりその周辺の風致に著しい支障を及ぼすことのないとき」と読み替えて、同項の規定を適用する。

西海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例(生月地区)



特定地域区域線の表示

①~②	実測線界
②~③	実測線界
③~④	実測線界
④~⑤	実測線界
⑤~⑥	実測線界
⑥~⑦	実測線界
⑦~⑧	実測線界
⑧~⑨	実測線界
⑨~⑩	実測線界
⑩~⑪	実測線界
⑪~⑫	実測線界
⑫~⑬	実測線界
⑬~⑭	実測線界
⑭~⑮	実測線界
⑮~①	実測線界

## 修景緑化樹種リスト (平戸・九十九島地域) (花の目立つ樹木)

## 凡例

●主な生育環境：海岸(海)・山地丘陵(山)・海岸から山地丘陵(海一山)・水辺(水)

●樹形：幹立(幹)・株立(株) ●性質：常緑広葉樹(常広)・落葉広葉樹(落広)・落葉複葉樹(落複)・針葉樹(針葉) ●陰陽樹：陰樹(陰)・陽樹(陽) ●樹高：一般的樹高m・匍匐性(匍)

●利用目的：伐採後などの林内保護用(保)・公園用独立木(独)・公園用寄せ植え(寄)・公園用生垣等(生)・法面用(法)・海岸の最前面用(海)・海岸(岸)・池や河畔(河)

●入手：容易(容)・難(難)

\*垂直分布は平戸島・九十九島・北松浦半島における一般的分布状況を示した(0mは高潮線上部)。

\*国立公園の修景緑化樹としての性格から、在来種(郷土樹)を使用し、さらに遺伝子の多様性保全の立場から極力同地域の樹種を使用する。

No.	和名	生育環境	垂直分布m	成長	樹形	性質	陰陽	樹高	花期(月)	花色	潮害	乾燥	利用目的	入手	備考
1	アオモシ	海一山	5-700	早	幹	落広	陽	10	3-4	淡黄	普	普	保・独	容	レモン臭
2	イボタノキ	山	50-700	早	株	落広	陽	2	5-6	白	普	弱	寄・生	容	
3	ウツギ	山	10-500	早	株	落広	陽	3	5-6	白	普	普	保・生	容	
4	エゴノキ	山	10-750	早	株	落広	陽	10	5-6	白	普	弱	独・保	容	花の落下多
5	カマノキ	山	50-500	普	幹	常広	陰	15	3-4	白		弱	独	容	
6	ガマスミ	山	50-750	早	株	落広	陽	2	4-5	白	普	普	保・寄	容	果実赤(11-2)
7	クチナシ	山	5-500	普	株	常広	陰	3	6-7	白	普	普	保・寄	容	香り良
8	クマノミズキ	海一山	5-700	早	幹	落広	陽	10	6	白	普	普	保・独	容	小鳥の餌
9	コガクウツギ	山	100-750	早	株	落広	陰	.5	5-6	白		弱	保・寄	容	
10	コショウノキ	山	100-700	普	株	常広	陰	.5	12-2	白		普	保	容	
11	サザンカ	山	10-700	遅	幹	常広	陰	5	10-11	白	普	普	生・寄	容	
12	サイフリボク	海一山	5-100	普	株	落広	陽	3	3-4	白	強	普	寄・海	難	
13	シャヤンボ	海一山	5-400	普	株	常広	陽	3	5-6	白	強	強	海・生	容	小鳥の餌
14	シャリンハイ	海一山	1-300	普	株	常広	陽	2	5-6	白	強	強	海・生	容	小鳥の餌
15	シキミ	山	100-700	普	幹	常広	陰	3	4-5	淡黄	普	普	保	容	植栽多い
16	ナンハンキブシ	山	200-700	早	株	落広	陽	3	3-4	淡黄	普	普	保・法	容	
17	ネコヤナギ	水	10-400	早	株	落広	陽	3	3	灰		弱	河	容	
18	ネジキ	海一山	5-500	普	株	落広	陽	5	5	白	強	強	保・寄	容	紅葉
19	ネムノキ	海一山	5-500	早	幹	落複	陽	7	6-8	桃	強	普	独・保	容	枝が広がる
20	ハクサンボク	海一山	5-750	早	株	常広	陰	2	4-5	白	強	普	保・寄	容	果実赤
21	ハコネウツギ	山	10-400	早	株	落広	陽	3	5-6	白	普	普	保・寄	容	後に桃色
22	ハマコウ	海	0-1	普	匍	落広	陽	—	6-7	青	強	強	海	容	砂浜
23	ハマジソク	海	0.5	普	株	常広	陽	2	12-2	紫	強	強	海	難	北限
24	ハマビロ	海一山	1-100	普	株	常広	陰	3	10	淡黄	強	強	海・保	容	
22	ハマボウ	海	0-2	普	株	落広	陽	3	7-8	黄	強	普	海・生	容	挿し木容易
26	ヒメミツハツツジ	海一山	5-300	遅	株	落広	陽	2	5	赤紫	普	強	寄・保	難	

No.	和名	生育環境	垂直分布 m	成長	樹形	性質	陰陽	樹高	花期(月)	花色	潮害	乾燥	利用目的	入手	備考
27	マルハウツギ	山	100-400	早	株	落広	陽	2	5	白		普	保・寄	容	
28	マルハハギ	山	10-500	早	株	落複	陽	2	9-11	赤紫	普	強	法・寄	容	
29	ミスギ	山	50-700	早	幹	落広	陽	15	5	白		弱	保・独	容	小鳥の餌
30	ヤブツバキ	海ー山	1-750	遅	幹	常広	陰	7	12-3	赤	強	強	独・海	容	
31	ヤマサクラ	海ー山	1-750	普	幹	落広	陽	10	4	白	強	普	独・岸	容	
32	ヤマツツジ	海ー山	1-500	遅	株	常広	陽	2	5-6	朱	普	強	寄・岸	容	
33	ヤマハギ	海ー山	1-500	早	株	落複	陽	2	9-11	赤紫	強	強	法・海	容	
34	ヤマホウソウ	山	300-750	遅	幹	落広	陽	10	6	白		弱	独	難	低地不向き
35	リョウブ	海ー山	10-750	早	幹	落広	陽	7	7-8	白	普	弱	独・保	容	

## 修景緑化樹種リスト（平戸・九十九島地域）（花も果実も目立たない樹木）

### 凡例

- 主な生育環境：海岸（海）・山地丘陵（山）・海岸から山地丘陵（海－山）・水辺（水）
- 樹形：幹立（幹）・株立（株） ●性質：常緑広葉樹（常広）・落葉広葉樹（落広）・落葉複葉樹（落複）・針葉樹（針葉） ●陰陽樹：陰樹（陰）・陽樹（陽） ●樹高：一般的樹高m・匍匐性（匍） ●利用目的：伐採後などの林内保護用（保）・公園用独立木（独）・公園用寄せ植え（寄）・公園用生垣等（生）・法面用（法）・海岸の最前面用（海）・海岸（岸）・池や河畔（河）
- 入手：容易（容）・難（難）

\*垂直分布は平戸島・九十九島・北松浦半島における一般的分布状況を示した（0m は高潮線上部）。

\*国立公園の修景緑化樹としての性格から、在来種（郷土樹）を使用し、さらに遺伝子の多様性保全の立場から極力同地域の樹種を使用する。

No.	和名	生育環境	垂直分布 m	成長	樹形	性質	陰陽	樹高	特徴等	潮害	乾燥	利用目的	入手	備考
1	アカガシ	山	300-750	普	幹	常広	陰	20	団栗	普	普	独	容	キシミドリシジミ食樹
2	アカマツ	海－山	1-700	早	幹	針葉	陽	20		強	強	独・保	難	
3	アカマツシ	海－山	1-700	早	幹	落広	陽	5		強	普	保・海	容	
4	アカメヤギ	水	5-50	早	幹	落広	陽	10			弱	河	容	コムラサキ食樹
5	アキレ	水・山	5-300	普	幹	落広	陽	10	紅葉	普	弱	独・河	容	
6	アコウ	海	1-20	早	幹	常広	陽	15		強	強	海・独	容	
7	アラカシ	海－山	1-500	普	幹	常広	陰	15	団栗	強	普	独・海	容	ハトリの好物
8	イヌキ	山	50-700	遅	幹	常広	陰	15	虫瘤	普	普	生・独	容	
9	イヌガシ	山	100-750	普	幹	常広	陰	10			普	独・保	容	小鳥の餌
10	イヌガヤ	山	300-750	普	幹	針葉	陰	7			普	保・生	容	
11	イヌサンショウ	山	10-600	普	株	落広	陽	2		強	普	保・海	容	小鳥の餌
12	イヌシテ	山	50-750	普	幹	落広	陽	15	黄葉	普	普	独・保	容	
13	イヌツゲ	山	50-700	普	株	常広	陰	2			普	保・寄	容	
14	イヌヒワ	海－山	5-700	早	株	落広	陽	3	黄葉	強	普	保・海	容	イカゲチヨウ食樹
15	イヌマキ	海－山	1-400	普	幹	針葉	陰	15		普	普	独・保	容	
16	ウラジロガシ	山	10-400	普	幹	常広	陰	15	団栗	普	普	独	容	
17	ウリハダカエデ	山	100-750	早	幹	落広	陽	10	紅葉		普	独	容	
18	カクレミノ	海－山	5-500	早	幹	常広	陰	10		普	普	保・岸	容	小鳥の餌
19	カナクキノキ	山	300-750	普	幹	落広	陽	10	黄葉		普	保・独	容	小鳥の餌
20	カラスサンショウ	海－山	5-600	早	幹	落広	陽	15		強	強	海・保	容	アゲハチヨウの食樹
21	カンコノキ	海－山	1-400	普	株	落広	陽	3		強	強	保・海	容	
22	カンザブrouノキ	山	20-200	普	幹	常広	陰	5			弱	保・独	難	
23	クストゲ	山	20-200	普	幹	常広	陰	7		普	普	保	容	トゲがある
24	クスノキ	海－山	5-500	普	幹	常広	陰	25	新緑	強	普	保・独	容	小鳥の餌
25	クスギ	山	10-400	早	幹	落広	陽	15	団栗	普	普	保・独	容	植栽多い
26	クロキ	海－山	5-700	普	幹	常広	陰	10		強	強	保・海	容	落果が多い
27	クロマツ	海－山	1-750	普	幹	針葉	陽	20		強	強	海・独	容	

No.	和名	生育環境	垂直分布 m	成長	樹形	性質	陰陽	樹高	特徴等	潮害	乾燥	利用目的	入手	備考
28	ケヤキ	山	100-700	普	幹	落広	陽	20	紅葉	普	普	独	容	植栽が多い
29	コウゾ	山	10-600	早	株	落広	陽	3		普	普	保	容	
30	コナラ	海-山	5-500	普	幹	落広	陽	15	団栗	普	強	保・岸	容	
31	コハウチワカエデ	山	300-700	普	幹	落広	陽	10	紅葉		普	寄・独	容	
32	コハノチョウセンエノキ	海	1-50	普	幹	落広	陽	5		強	強	保・海	容	
33	コハンモチ	山	50-500	普	幹	常広	陰	5		普	普	独・保	容	
34	サカキ	山	100-700	普	幹	常広	陰	7			普	寄・保	容	
35	シイ類	海-山	1-600	普	幹	常広	陰	20	団栗	強	強	独・海	容	
36	シマクロギ	海-山	1-200	早	幹	落複	陽	15	紅葉	普	強	独・岸	容	アゲハチョウ食樹
37	シラキ	山	300-700	普	幹	落広	陽	7	紅葉		普	保・独	容	
38	シラフカガシ	山	10-300	普	幹	常広	陰	15	団栗	普	普	独・岸	容	
39	センダン	山	10-300	早	幹	落複	陽	10		普	普	独	容	
40	タイミンタチバナ	海	1-100	早	株	常広	陰	5		強	強	保・海	容	
41	タカオカエデ	山	50-600	普	幹	落広	陽	15	紅葉		弱	寄・独	容	
42	タブノキ	海-山	5-750	普	幹	常広	陰	15		強	強	独・岸	容	小鳥の餌
43	タラノキ	山	10-600	早	幹	落広	陽	2		普	強	保・法	容	小鳥の餌
44	チシャノキ	山	10-500	早	幹	落広	容	10		普	弱	独・保	容	
45	ヌルテ	海-山	5-700	早	株	落広	陽	3	紅葉	強	強	保・岸	容	法面
46	ネズミモチ	海	10-50	早	株	常広	陰	3		強	強	保・海	容	
47	ハセノキ	海-山	5-500	早	幹	落広	陽	10		強	強	保・海	容	
48	ハマキサキ	海-山	5-400	普	株	落広	陽	3		強	強	保・岸	容	
49	ハマヒサカキ	海	1-10	遅	株	常広	陽	3		強	強	海・生	容	小鳥の餌
50	ハリギリ	山	10-400	普	幹	落広	陽	10		普	普	保	容	小鳥の餌
51	ハクチノキ	山	50-200	普	幹	常広	陰	10		普	普	独	難	
52	ヒサカキ	山	5-700	普	株	常広	陰	3		強	強	寄・海	容	小鳥の餌
53	ヒメスズリハ	海-山	1-200	普	幹	常広	陰	5		強	強	独・海	容	
54	ホルトノキ	海-山	5-400	普	幹	常広	陰	10		普	普	独・岸	容	花は白(夏)
55	マテバシイ	山	10-600	普	幹	常広	陰	10	団栗	普	強	独	容	
56	ミズバハ	海-山	1-200	普	幹	常広	陰	5		普	普	保・岸	容	
57	ムクノキ	山	10-500	普	幹	落広	陽	20		強	普	独・岸	容	小鳥の餌
58	ムクロジ	山	10-400	早	幹	落広	陽	15	黄葉	普	普	独	容	小鳥の餌
59	ヤツテ	海-山	5-700	普	株	常広	陰	2		強	普	保・寄	容	小鳥の餌
60	ヤブニッケイ	海-山	10-750	普	幹	常広	陰	10		強	普	海・独	容	アオスジアゲハの食樹
61	ヤマヒワ	山	10-300	普	幹	常広	陰	7		普	普	独	難	スミガシの食樹
62	ヤマモガシ	山	10-200	普	幹	常広	陰	10		普	普	独・保	難	サツマノシキの食樹
63	ヤマヤナギ	山	200-600	早	株	落広	陽	3			普	保・寄	容	コムラサキの食樹
64	リンボク	山	10-500	早	幹	常広	陽	5		普	普	保・寄	難	花は白

## 修景緑化樹種リスト（平戸・九十九島地域）（果実の目立つ樹木）

\*小鳥の餌として重要なものが多い

### 凡例

●主な生育環境：海岸（海）・山地丘陵（山）・海岸から山地丘陵（海一山）・水辺（水）

●樹形：幹立（幹）・株立（株） ●性質：常緑広葉樹（常広）・落葉広葉樹（落広）・落葉複葉樹（落複）・針葉樹（針葉） ●陰陽樹：陰樹（陰）・陽樹（陽） ●樹高：一般的樹高m・匍匐性（匍） ●利用目的：伐採後などの林内保護用（保）・公園用独立木（独）・公園用寄せ植え（寄）・公園用生垣等（生）・法面用（法）・海岸の最前面用（海）・海岸（岸）・池や河畔（河）

●入手：容易（容）・難（難）

\*垂直分布は平戸島・九十九島・北松浦半島における一般的分布状況を示した（0m は高潮線上部）。

\*国立公園の修景緑化樹としての性格から、在来種（郷土樹）を使用し、さらに遺伝子の多様性保全の立場から極力同地域の樹種を使用する。

No.	和名	生育環境	垂直分布 m	成長	樹形	性質	陰陽	樹高	果期（月）	果実の色	潮害	乾燥	利用目的	入手	備考
1	アオキ	山	50-700	早	株	常広	陰	3	11-3	赤		弱	保・生	容	
2	アオハダ	山	100-700	普	幹	落広	陽	10	10-11	赤		普	独	難	
3	アキグミ	海一山	5-500	早	株	落広	陽	2	11-12	赤	普	普	保・岸	容	
4	イイギリ	山	50-700	早	幹	落広	陽	20	11-2	赤	弱	弱	独	容	
5	イズセリョウ	山	50-400	普	株	常広	陰	.5	1-2	白	普	普	寄	容	
6	オオコムシ	山	200-400	普	株	落広	陽	2	10-12	赤		強	保・寄	難	
7	オムラサギンギブ	海	1-50	早	株	落広	陽	3	10-12	紫	強	普	保・岸	容	
8	カマツカ	山	100-700	普	株	落広	陽	3	11-12	赤		普	寄	容	
9	クサギ	山	10-700	早	株	落広	陽	3	9-10	青	強	強	保・法	容	
10	クオクネモチ	海一山	10-700	普	幹	常広	陰	15	11-12	赤	普	普	独	容	
11	コバノガマズミ	山	400-700	普	株	落広	陽	3	9-11	赤		普	保・寄	難	
12	コムシ	山	200-700	普	株	落広	陽	2	10-11	朱	普	普	保・寄	容	
13	ゴンスイ	海一山	5-700	早	幹	落広	陽	5	11-12	黒	普	普	保・岸	容	
14	サンゴジュ	海一山	1-500	普	株	常広	陰	5	9-11	赤	普	普	保・生	容	岸
15	シイチ	山	100-500	普	幹	常広	陰	5	11-2	赤		弱	生・独	難	
16	シロタモ	海一山	10-700	普	幹	常広	陰	10	11-1	赤	強	普	独・岸	容	
17	タラヨウ	水・山	50-200	普	幹	常広	陰	5	5-6	赤		弱	寄・独	難	水分を好む
18	トベラ	海一山	1-500	普	株	常広	陰	2	11-1	赤	強	強	海・生	容	
19	ナミノキ	山	10-500	普	幹	常広	陰	10	10-3	赤	普	普	独	容	
20	ナワシログミ	海一山	5-500	早	株	常広	陽	2	6	赤	普	普	保	容	
21	ニリトコ	山	10-700	早	株	落広	陽	3	7-8	赤	普	普	保	容	
22	ハクサンボク	海一山	5-700	早	株	常広	陰	3	10-3	赤	強	普	海・寄	容	
23	マサキ	海	1-300	普	株	常広	陰	3	12-1	赤	強	強	海・生	容	
24	ムシ	山	10-700	早	株	落広	陽	2	10-12	赤	普	普	保・寄	容	
25	マンリョウ	海一山	5-700	普	株	常広	陰	.5	11-3	赤	普	弱	寄	容	
26	ミヤマシキミ	山	300-750	普	株	常広	陰	2	11-3	赤		弱	寄	難	果実は有毒

No.	和名	生育環境	垂直分布 m	成長	樹形	性質	陰陽	樹高	果期(月)	果実の色	潮害	乾燥	利用目的	入手	備考
27	ムラサキシキブ	山	50-700	早	株	落広	陽	3	10-12	紫	普	普	保・寄	容	
28	モッコク	海－山	5-100	普	幹	常広	陰	7	10	赤	強	強	岸・独	容	
29	モチノキ	海－山	10-700	普	幹	常広	陰	10	11-12	赤	強	強	独・海	容	落果多
30	ヤブコウジ	山	10-750	早	株	常広	陰	2	11-3	赤	普	弱	保	容	
31	ヤブムラサキ	山	50-700	早	株	落広	陰	2	10-11	赤紫		弱	保	容	
32	ヤマゲラ	海－山	5-500	早	株	落広	陽	3	5-6	赤紫	強	強	保・海	容	
33	ヤマモモ	海－山	5-100	普	幹	常広	陰	10	6	赤	強	強	独・海	容	落果多

## 修景緑化樹種リスト（平戸・九十九島地域）（つる植物）

### 凡例

- 主な生育環境：海岸（海）・山地丘陵（山）・海岸から山地丘陵（海－山）・水辺（水）
- 樹形：幹立（幹）・株立（株） ●性質：常緑性（常）・落葉性（落）・落葉複葉（落複）
- 陰陽樹：陰樹（陰）・陽樹（陽） ●利用目的：伐採後などの林内保護用（保）・公園用独立木（独）・公園用寄せ植え（寄）・公園用生垣等（生）・法面用（法）・海岸の最前面用（海）・海岸（岸）・池や河畔（河） ●入手：容易（容）・難（難）

\* 垂直分布は平戸島・九十九島・北松浦半島における一般的分布状況を示した（0m は高潮線上部）。

\* 国立公園の修景緑化樹としての性格から、在来種（郷土樹）を使用し、さらに遺伝子の多様性保全の立場から極力同地域の樹種を使用する。

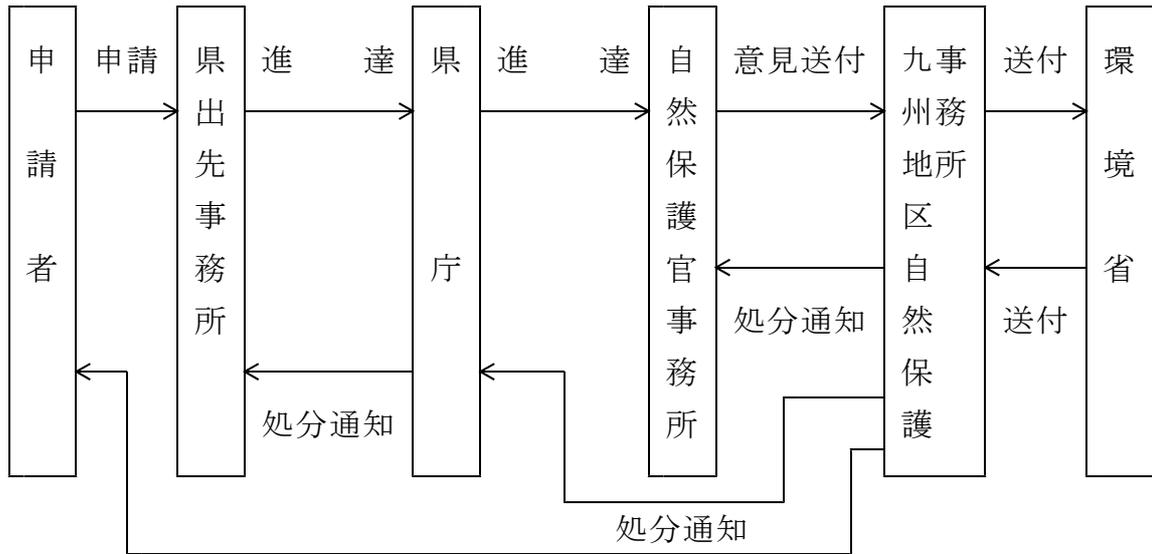
No.	和名	生育環境	垂直分布 m	成長	性質	陰陽	特徴	潮害	乾燥	利用目的	入手	備考
1	アケビ	海－山	1-700	早	落	陽	花：紫	普	普	保	容	小鳥の餌（花 4-5）
2	イタビカズラ	海－山	10-600	普	落	陽		普	普	壁	容	
3	イワガラミ	山	300-700	遅	落	陽	花：白		普	壁	難	（花 6-7）
4	オオイタビ	海－山	5-200	普	常	陰		普	強	壁・海	容	
5	オオバグミ	海	1-50	普	常	陽	果：赤	強	強	保・海	容	小鳥の餌（果 3-4）
6	カギカズラ	山	10-300	早	常	陰		普	弱	保	難	（花 6）
7	キシヨウソ	山	10-400	普	常	陰		普	普	保	容	アサギマダラの食樹
8	キヌタ	山	100-700	普	常	陰		普	強	壁	容	小鳥の餌（果 3-4）
9	サルトリハバラ	海－山	10-700	早	常	陽	果：赤	強	普	保・海	容	（果 11-3）
10	スイカズラ	海－山	10-700	早	落	陽	花：白	強	普	保・海	容	香りよし（花 5-6）
11	ツタ	海－山	1-700	普	落	陽	紅葉	普	普	壁	容	種子で容易に増やせる
12	ツルアジサイ	山	300-700	遅	落	陽	花：白		弱	壁	難	（花 6）
13	ツルウメトキ	海－山	1-700	普	落	陽	果：朱	普	普	保・岸	容	（果 11-12）
14	ツルクミ	山	5-700	遅	常	陰	果：赤	普	普	保・岸	容	小鳥の餌（果 6）
15	テイカカズラ	海－山	1-700	早	常	陰	花：白	強	強	壁・岸	容	（花 5-6）
16	テリハツルウメトキ	海	1-50	早	落	陽	果：朱	強	強	保	難	小鳥の餌（果 11-12）
17	テリハノイバラ	海－山	1-100	早	常	陽	花：白	強	強	保・壁	容	（花 6）
18	ノイバラ	海－山	5-700	早	常	陽	花：白	普	強	保・岸	容	（花 6）
19	ハスノカズラ	海－山	5-200	普	常	陽	果：赤	強	普	保・海	容	（果 11-12）
20	ハマニトウ	海－山	5-200	普	落	陽	花：白	強	普	保・海	容	（花 6）
21	ヒメイトビ	海－山	10-200	普	常	陰		普	強	壁・岸	容	
22	ヒメナンカズラ	海－山	10-700	普	落	陽	果：赤	普	普	保・生	容	小鳥の餌（果 10-12・花 7-8）
23	フウトウカズラ	海－山	5-300	早	常	陰	果：赤	普	弱	壁・岸	容	
24	フイチゴ	山	10-750	普	常	陰	果：赤	普	弱	法・保	容	小鳥の餌（果 11-1）
25	ムベ	海－山	1-700	普	常	陽	花：白	強	普	保・生	容	
26	ヤマイバラ	海－山	1-700	早	落	陽	花：白	普	普	保	難	（花 6）
27	ヤマフジ	海－山	1-750	早	落	陽	花：紫	普	普	保	容	（花 4-5）

参考資料 1

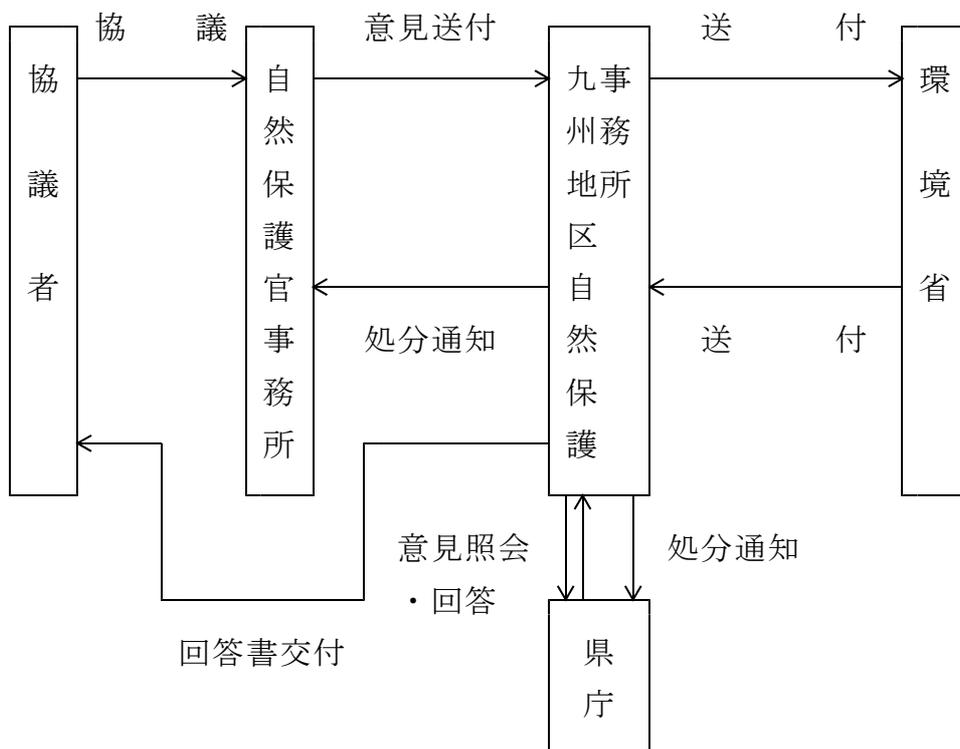
## 申請書の進達及び指令書交付の手順

(申請書処理ルート)

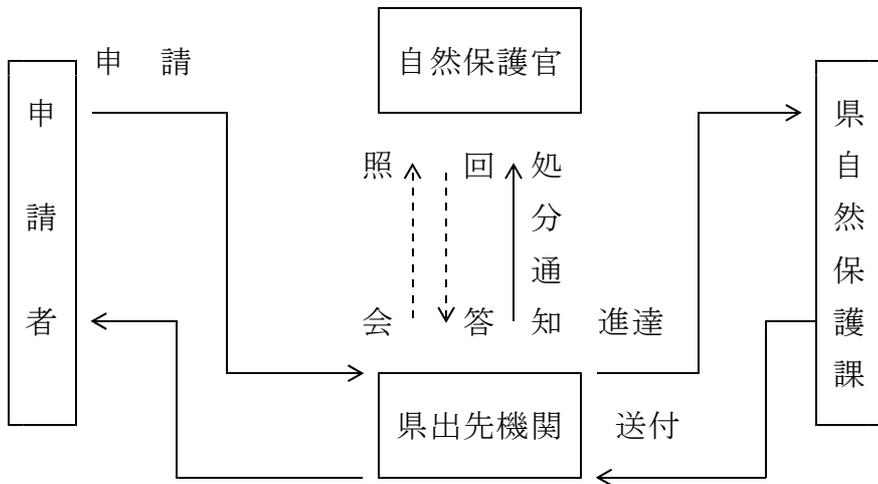
### 1. 大臣権限



### 2. 国の機関の協議の場合



### 3. 県知事権限



参考資料－２

西海国立公園特別地域内において、採取等を規制する植物は次のとおりである。

科 名	種 名
マツバラシ	マツバラシ
リュウビンタイ	リュウビンタイ
ゼンマイ	シロヤマゼンマイ
イノモトソウ	ホウライシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
ヘゴ	ヘゴ
オシダ	ヒロハノコギリシダ、オリヅルシダ
チャセンシダ	オオタニワタリ、カミガモシダ
ソテツ	ソテツ
ヒノキ	ハイビャクシン
ツチトリモチ	キイレツチトリモチ
ナデシコ	フジナデシコ（ハマナデシコ）、ヒメハマナデシコ
キンポウゲ	オキナグサ、ミヤマカラマツ
ツツラフジ	ミヤコジマツツラフジ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	サンヨウアオイ、ウンゼンカンアオイ
ツバキ	サザンカ
ケシ	ホザキケマン
ベンケイソウ	ツメレンゲ、タイトゴメ
ユキノシタ	ウメバチソウ
バラ	イブキシモツケ
マメ	ハカマカズラ
アオイ	ハマボウ
スマレ	ヒメミヤマスマレ
ノボタン	ヒメノボタン（クサノボタン）
イチャクソウ	ギンリョウソウ
ツツジ	ミツバツツジ、サツキ（サツキツツジ）、ツクシシヤクナゲ（ホンシヤクナゲを含む）、サイコクミツバツツジ、マルバサツキ、オンツツジ（ツクシアカツツジ）、シロドウダン（ベニドウダンを含む）
サクラソウ	リュウキュウコザクラ
リンドウ	リンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ

科名	種名
アカネ クマツヅラ シソ ゴマノハグサ イワタバコ タヌキモ ハマジンチョウ キキョウ キク トチカガミ ホロムイソウ ホンゴウソウ ユリ ヒガンバナ ヒナノシヤクジョウ タヌキアヤメ イネ サトイモ ラン	サツマイナモリ トサムラサキ（ヤクシマコムラサキを含む）、ダンギク ヒメキランソウ、ナミキソウ、イブキジャコウソウ（イワジャコウソウを含む） ホソバトラノオ（ホソバヒメトラノオ）、ハマトラノオ、トラノオスズカケ イワタバコ ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ ハマジンチョウ（モクベンケイ） シマシヤジン、サワギキョウ、キキョウ ハマベノギク（イソノギク）、ダルマギク、クルマギク、ウラギク（ハマシオン）、チョウセンノギク、モリアザミ、コケセンボンギク、ハンカイソウ、ヒメヒゴタイ、サワオグルマ ウミヒルモ シバナ ホンゴウソウ、ウエマツソウ（トキヒサソウ） ケイイビラン、ヤマラッキョウ、イトラッキョウ、シライトソウ、キキョウラン、キスゲ（ユウスゲ）、ハマカンゾウ、カンザシギボウシ、コオニユリ、カノユリ ハマオモト（ハマユウ） ヒナノシヤクジョウ、シロシヤクジョウ、キリシマシヤクジョウ タヌキアヤメ ネズミシバ、コウライシバ クワズイモ、ヤマコンニャク ナゴラン、ヒナラン、ムギラン、エビネ（タカネエビネ、ヒゼンエビネを含む）、キエビネ（オオエビネ、サツマエビネ、ヒゴエビネを含む）、ギンラン、キンラン、シュンラン（ホクロ）、カンラン、ナギラン、セッコク、カキラン、アケボノシュスラン、ベニシュスラン、ミヤマウズラ、シュスラン、ダイサギソウ、ムカゴトンボ、オオミズトンボ（サワトンボ）、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ムヨウラン、ギボウシラン、ジカバチソウ、ヒメフタバラン、ボウラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、ツレサギソウ、オオバノトンボソウ、カシノキラン、ベニカヤラン（マツラン）、クモラン、ヒメトケンラン

## 管 理 計 画 に つ い て

公園の指定の目的に沿って公園を管理運営していくために、自然保護事務所長が、自然環境局長の承認を得て定めるものである。

管理計画には、従来より国、県等が行ってきた公園管理業務に一貫性を持たせるため、公園内の各地区の取扱を明確にし、施設のデザイン、色彩、緑化方法等のきめ細かな指導方針を定めるほか、美化清掃、利用者指導、施設の管理、その他の業務についても、その実施の具体的方針等を定めることとしている。

なお、本管理計画は公園計画の変更や自然的、社会的諸条件の変化等に応じて変更することがある。



# 西海国立公園平戸・九十九島地域 管理計画検討会検討委員名簿

## [検討委員]

座長	中西 弘樹	長崎大学教育学部教授
委員	夏苺 豊	長崎大学水産学部教授
委員	松岡 數充	長崎大学水産学部教授

## [行政]

(長崎県自然公園担当課長)

長崎県自然保護課長

長崎県県北振興局長

(関係市町長)

佐世保市長

平戸市長

生月町長

田平町長

鹿町町長

小佐々町長

## [幹事]

九州地区自然保護事務所長